

経営事項審査の手引き



「土木の日フォトコンテスト2025」一般の部グランプリ作品

この手引きは、熊本県知事許可の建設業者を対象にしています。

熊本県監理課建設業班

令和8年7月版

⚠️ 必ずお読みください ⚠️

< 経営事項審査に虚偽の記載をした場合について >

経営事項審査申請書、財務諸表等に虚偽の記載を行い、当該申請による経営事項審査結果に基づき入札参加者資格審査申請（いわゆる、指名願）を行った場合は許可行政庁から監督処分（営業停止、指示処分）を受けることとなります。また、監督処分を受けた場合は発注機関毎に指名停止を受けることもあります。

建設業法においては、経営事項審査申請書、経営状況分析申請書、財務諸表等に虚偽の記載をして提出をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることとなります。

また、国土交通大臣又は都道府県知事が経営事項審査のために必要と認めて申請者である建設業者に報告を求め、又は資料の提出を求めたにもかかわらず、報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した場合には、100万円以下の罰金に処せられます。

なお、上記の刑に処せられた場合には、許可の取消しを受け、5年間は改めて許可を受けることができないこととなります。

（関係法令：建設業法第28条、第29条、第50条、第52条）

《 目 次 》

1	経営事項審査制度について	1
2	令和8年度（2026年度）経営事項審査の申請方法.....	4
3	電子申請について	7
4	提出書類一覧	9
5	経営規模等評価申請書記入要領	13
6	契約書等について	51
7	申請時に添付が必要となる納税証明書.....	53
8	決算期の変更等を行っている場合の取扱いについて.....	54
9	新規設立会社の経営事項審査上の取扱いについて.....	56
10	初めて経営事項審査を受審する場合、 前回経営事項審査を受審していない場合の取扱いについて.....	58
11	個人で営業してきた事業者が法人成りで経営事項審査を受審する場合の取扱いについて....	59
12	建設工事の種類別にみたその内容と例示.....	61
13	建設業許可事務ガイドラインについて.....	64
14	技術職員有資格区分コード表	70
15	経営事項審査の評点について	72

経営事項審査制度について

1. 経営事項審査が必要な建設工事

建設業法第27条の23第1項の規定により「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事」を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、「経営事項審査」を受けなければなりません。

「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事」

＝公共団体等が発注する建設工事で、一件の請負代金の額が、建築一式工事にあつては税込 1,500 万円以上、その他の建設工事にあつては税込 500 万円以上のもの

【備考】経営事項審査を受けなければ請け負うことができない建設工事の発注者一覧表

[国]

[地方公共団体(県、市町村、地方公共団体の組合{一部事務組合・広域連合}、財産区、地方開発事業団)]

[独立行政法人(その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの、これに類するものとして財務大臣が指定をしたもの、又は建設業法施行規則第18条に定めるものに限る。)]

[地方独立行政法人]

[公庫・銀行]

沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫

[事業団]

日本下水道事業団、日本私立学校振興・共済事業団

[基金]

社会保険診療報酬支払基金、消防団員等公務災害補償等共済基金

[振興会]

公益財団法人 JKA

[センター]

日本司法支援センター

[協会]

日本中央競馬会、日本放送協会、地方競馬全国協会

[機構]

地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、日本年金機構

[公社]

地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社

[組合等]

水害予防組合、水害予防組合連合、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、農林漁業団体職員共済組合

[研究所等]

国立大学法人、大学共同利用機関法人、港務局

[会社等]

東京湾横断道路建設事業者、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会社、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、九州旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社

※(公益・一般)財団(社団)法人や社会福祉法人、公立学校共済組合、地方職員共済組合、日本郵政グループ、農業公社、林業公社、森林組合、農地・水・環境保全活動に関する組織等は対象外です。

2. 審査基準日

審査基準日は、経営事項審査の申請日の直前の事業年度の終了の日(=決算日)です。

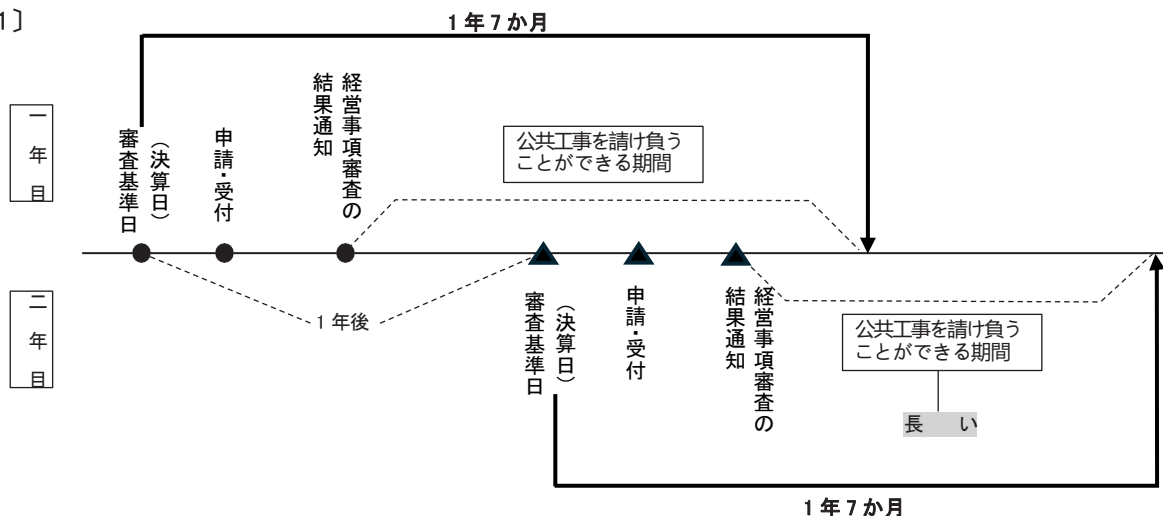
ただし、新規設立や、合併等の場合に、事業年度の終了日を待たずに審査を受けることができます。

3. 経営事項審査結果の有効期間

経営事項審査を受けていなければ請け負うことができない建設工事(以下「公共工事」という。)について発注者と請負契約を締結することができるのは、経営事項審査を受審し、その結果通知の交付を受けた後、その経営事項審査の審査基準日(=直前の事業年度終了の日)から1年7月の間に限られています。

従って、毎年公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から1年7月間の“公共工事を請け負うことができる期間”が切れ目なく継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要となります。(図-1参照)

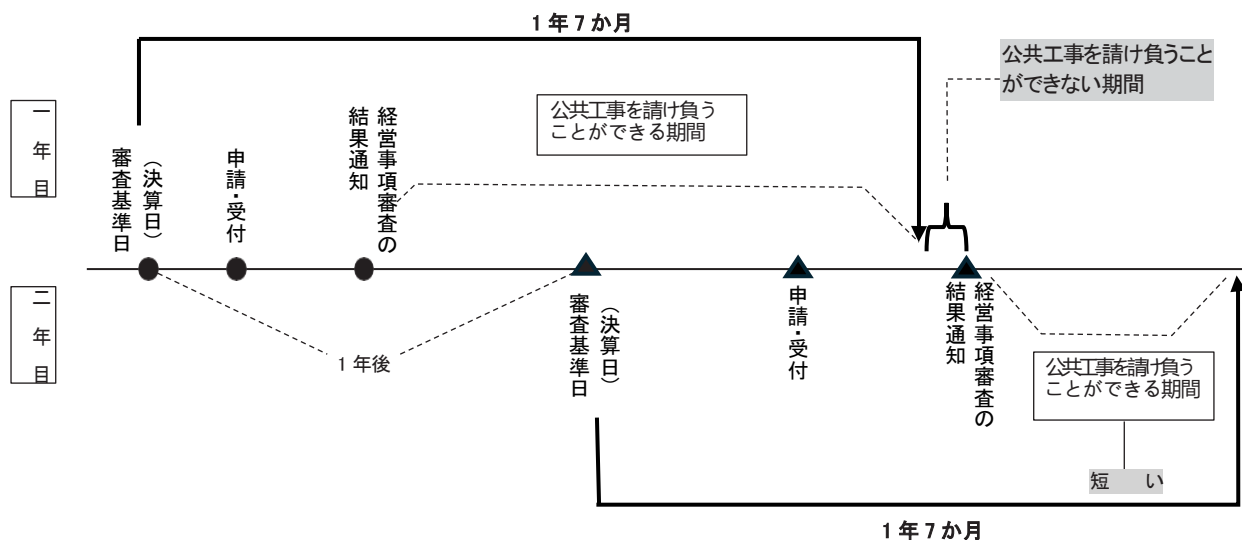
[図-1]



『公共工事を請け負うことができる期間』は、申請の時期にかかわらず審査基準日から1年7月とされていますので、申請が遅れると審査や結果通知が遅れ、『公共工事を請け負うことができる期間』が継続せず、切れ目ができてしまう(=公共工事を請け負うことができない「経審切れ」の期間ができてしまう)ことがあります。

図-2は、2年目の申請時期が遅れたために、公共工事を請け負うことができる期間が短くなり、しかも『公共工事を請け負うことができる期間』が継続せず、公共工事を請け負うことができない「経審切れ」の期間ができてしまった例です。

[図-2]



4. 経営事項審査の審査項目

経営事項審査の受審を希望する場合、以下の区分の灰色の部分熊本県に、白色の経営状況の部分国に登録を受けた経営状況分析機関にそれぞれ審査申請する必要があります。

区 分		審 査 項 目	
(1) 経営規模	X1	①	完成工事高（業種別）
	X2	②	自己資本額
(2) 経営状況	Y	③	利払前税引前償却前利益
		④	純支払利息比率
		⑤	負債回転期間
		⑥	総資本売上総利益率
		⑦	売上高経常利益率
		⑧	自己資本対固定資産比率
		⑨	自己資本比率
		⑩	営業キャッシュ・フロー
(3) 技術力	Z	⑪	技術職員数（業種別）
		⑫	元請完成工事高（業種別）
(4) その他の審査項目 （社会性等）	W	⑬	建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況
		⑭	建設業の営業継続の状況
		⑮	防災活動への貢献の状況
		⑯	法令遵守の状況
		⑰	建設業の経理の状況
		⑱	研究開発の状況
		⑲	建設機械の保有状況
		⑳	国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

(注) 灰色の部分は県が、白色の部分は経営状況分析機関が審査します。

5. 評点項目の激変緩和措置

評点の激変緩和のため、以下の評点項目については、それぞれで選択ができます。

評 点 項 目	激変緩和措置（①か②の選択）	
	①	②
工事種類別の年間平均完成工事高(X1)	2年平均	3年平均
工事種類別の年間平均元請完成工事高(Z)		
自己資本額	基準日現在	2年平均

(注1) Zの「工事種類別の年間平均元請完成工事高」については「工事種類別の年間平均完成工事高」の選択に自動的に連動します。

(注2) 前回、申請した選択と違ってかまいません。

6. 総合評定値の算定式

各審査項目のそれぞれの数値に基づき、一定の基準によりそれぞれ評点を算定し、次の算式により建設工事の種類ごとに経営事項審査の総合評定値を算定します。

$$\text{総合評定値 } P = 0.25 \times \boxed{X1} + 0.15 \times \boxed{X2} + 0.20 \times \boxed{Y} + 0.25 \times \boxed{Z} + 0.15 \times \boxed{W}$$

令和8年度(2026年度)経営事項審査の申請方法

1. 審査の対象者

建設業法第3条第1項の規定により、熊本県知事から建設業の許可を受けた者

※国土交通大臣許可の者は、九州地方整備局が審査を行いますので、申請方法は九州地方整備局にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

国土交通省九州地方整備局建政部建設産業課 建設業係 TEL:092-471-6331

2. 審査の対象となる審査基準日

令和7年(2025年)10月1日から令和8年(2026年)9月30日まで

3. 経営規模等評価申請書等について

(1)経営規模等評価申請書及びその他必要となる書類(9~12ページ参照)については、建設業許可・経営事項審査電子申請システムにて申請(以下「電子申請」という。)してください。

なお、電子申請が困難な場合は郵送による書面申請を受け付けますので、次の宛先へ書留郵便で郵送してください。

〒862-8570(県庁専用郵便番号:住所記載不要)
熊本県土木部監理課建設業班
(「経営事項審査申請書類在中」と明記してください)

(2)経営規模等評価申請書等の受付期間について

令和8年(2026年)4月から12月までの各月1日から20日までを当該月の受付期間とします。

また、**予備日**については、**令和9年(2027年)3月1日から3月5日までを受付期間**とし、下記要件のいずれかを満たす場合について審査を行います。

- ①上記「2」の審査基準日がある建設業者で令和8年(2026年)12月までに受審しなかった者
- ②上記「2」の審査基準日がある建設業者で令和8年(2026年)10月1日以降に新たに許可(業種の追加を含む)を取得した者
- ③民事再生法等による手続中の者

※受付月毎の審査対象決算月の目安

受付月	審査対象決算月	受付月	審査対象決算月
4月	10~11月決算法人	9月	5月決算法人
5月	12月決算法人、個人	10月	6月決算法人
6月	12~1月決算法人、個人	11月	7~8月決算法人
7月	2~3月決算法人	12月	9月決算法人
8月	4月決算法人	3月	受審要件を満たす者【予備日】

(3)特殊な経営事項審査について

合併や事業譲渡、法人成り、個人からの事業承継などの特殊な経営事項審査については、個別に審査を行いますので、監理課(直通096-333-2485)に御相談ください。

また、合併や事業譲渡を検討されている場合は、できるだけ早めに御相談をお願いします。

4. 審査業種

- (1) 審査基準日に許可を取得していなくても、申請日時点で許可を取得している業種は、経営事項審査を受審できます。
- (2) 受審業種は工事の実績がなくても受審できます。
- (3) 許可がある業種について、全て受審する必要はありませんが、国・県・市町村等に指名願を提出する業種については経営事項審査を受審していないと指名願は提出できませんので申請に当たっては十分に注意してください。

5. 経営状況分析の申請

経営事項審査を申請しようとする者は、国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関に対して、経営状況分析の申請を行わなければなりません。

登録経営状況分析機関については、国土交通省ホームページ(登録経営状況分析機関一覧)に掲載してあります。

6. 審査手数料

- (1) 次の計算式により算出された金額となります。

ア 経営規模等の評価及び総合評定値(P)の通知にかかる手数料

$$8,500円 + (2,500円 \times \text{受審業種数})$$

(参考)

1業種の場合	11,000円
2業種の場合	13,500円
3業種の場合	16,000円
4業種の場合	18,500円
5業種の場合	21,000円
：	：

イ 総合評定値(P)の算式及び通知を希望しない場合※

$$8,100円 + (2,300円 \times \text{受審業種数})$$

※経営規模等評価の申請のみを行い、総合評定値を請求しないこともできますが、公共団体等に指名願を提出する場合又は公共団体等が発注する工事を受注する場合は、総合評定値の通知を受けていることが必要となりますので、総合評定値の請求は必ず行ってください。

- (2) 手数料の納付方法

熊本県の総合財務会計システムが Pay-easy 等による支払いに対応していないため、電子申請の場合は建設業許可・経営事項審査電子申請システムから出力した「はり付け欄」に上記(1)の金額の熊本県収入証紙を貼り付け、書留郵便で郵送してください。

なお、郵送申請の場合は、上記(1)の金額の熊本県収入証紙を経営事項審査添付書類の「審査手数料証紙貼り付け書」欄に貼り付けてください。

7. 結果の通知

経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書は、原則として、上記3(2)の受付月の翌月末に通知します。

なお、結果通知書は、申請内容と相違ないか必ず確認し、結果について異議がある場合は、結果の通知を受けた日から30日以内に申し出てください。(登録経営状況分析機関が行った経営状況分析を含まず。)

ただし、申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等、“申請者の責任に帰する案件”については、申立ての対象とはなりません。

※確認書類に不足等がある場合、申請書の受付を次回受付月まで保留する場合があります。この場合、結果通知日も受付月に対応する日に繰延べになります。

※結果通知書は、再発行できませんので大切に保管してください。

紛失された場合は、証明書を発行しますので、「証明願」により申し出てください。(様式は県ホームページ(土木部監理課)に掲載)

8. 経営事項審査の結果の公表

申請者に対し通知した経営規模等評価の結果及び総合評定値は、通知した日の約1か月後からインターネットで順次閲覧することができます。

(CIIC 一般財団法人 建設業情報管理センター:「経営事項審査結果の公表」で検索してください。)

電子申請について

経営事項審査を電子申請で行う場合の申請書作成における留意点等を記載したものです。

審査基準等については、書面申請と同様ですので、「経営事項審査申請の手引き」を確認の上、電子申請を行ってください。

<電子申請システムについて>

【建設業許可・経営事項審査電子申請システム（以下「JCIP」(Japan Construction Industry electronic application Portal)という。)】

アドレス：<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001>

JCIP の操作方法等の詳細については、国土交通省作成の「建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)操作マニュアル」のほか動画を確認してください。

○建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)操作マニュアル【国土交通省ホームページ】

https://www1.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html

○申請者向けシステム説明動画

【基本編】<https://youtu.be/K9hfkcJ0uoc>

【操作編】<https://youtu.be/oRipaKjtC7M>

【代理申請編】https://youtu.be/HcJ5_FhgyR4

<申請方法について>

・JCIP のログインには、gBizIDプライムのアカウントが必要です。

・JCIP にログイン後、ブラウザ上で申請書を作成し、確認書類をアップロードして申請してください。

・代理申請の委任状については、JCIP 上で委任状を作成してください。

※代理申請を行う場合は、申請者本人の gBizIDプライムアカウントとは別に、代理人も gBizIDプライムアカウントが必要です。

※gBizIDアカウントの取得には、2～3週間を要します。

<申請書の作成等について>

・JCIP において、入力内容を自動的にチェックしています。エラーが発生していると申請できませんのでエラーメッセージを確認し、エラーを解消してください。

(よくあるエラー:完成工事高の合計が合わない、確認書類の添付漏れなど)

・補正がある場合には、JCIP から補正指示が通知されますので、申請後は小まめに通知をチェックしてください。通知に気づかずに補正の対応が遅れた場合は、結果通知日が繰延べになることがあります。

1. 申請の流れ

- ① 経営状況分析の申請・結果(申請者⇔登録経営状況分析機関)
- ② 申請システムの入力、確認書類の添付(申請者)
- ③ 審査申請(申請者→県)

※申請後、「確認待」となっていれば申請は到達しておりますので県からの不備指摘または手数料納付指示をお待ちください。

※また、申請到達が受付期間内に完了していれば、申請は受け付けられています。不備指摘や手数料納付指示が受付期間を過ぎても、結果通知書の発行が遅れることはありません。

- ④ 申請書類の形式審査、受付、手数料納付指示の通知(県)
- ⑤ 審査申請手数料の納付(申請者)
- ⑥ 手数料の納付確認後、申請書類の審査(県)
- (⑦ 申請書類の不備等による補正指示(県→申請者))
- ⑧ 経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書の電子交付

2. 経営規模等評価申請書等の提出について

JCIP にて申請してください。提出書類については、提出書類一覧(9～12ページ参照)を確認してください。

※JCIP の申請画面において「必須」と表示されていなくても、該当する提出書類については必ず添付してください。

3. 審査手数料の納付方法

審査手数料の納付申請の形式審査・受付後にJCIP にて納付案内を行います。JCIP から出力した「はり付け欄」に県収入証紙を貼り付け、次の宛先へ書留郵便で郵送してください。

〒862-8570(県庁専用郵便番号:住所記載不要)
熊本県土木部監理課建設業班
(「経営事項審査申請書類在中」と明記してください)

4. 結果の通知

経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書は、JCIP 上での交付となります(電子交付)。

5. JCIP の入力などのお問合せ先

入力方法などシステムに関しては、ヘルプデスクへお問い合わせください。

建設業許可・経営事項審査電子申請システムヘルプデスク

電話:0570-033-730(ナビダイヤル)

提出書類一覧

※「原本」と記載されていない添付書類は「写し」で可

No.	提出する書類	チェック欄
1	経営規模等評価申請書兼総合評定値請求書(様式第二十五号の十四)	
2	工事種類別完成工事高工事種類別元請完成工事高(別紙一)	
3	その他の審査項目(社会性等)(別紙三)	
4	技術職員名簿(別紙二)	
5	経営状況分析結果通知書(原本は正本に添付)	
6	経営状況分析機関に提出した「資本性借入金」該当証明書 ※該当者のみ	
<経営事項審査添付書類>※以下(1)～(4)毎にインデックス等を付けて区分し、提出してください。		
(1)「経営規模等評価申請書」に関する書類		
7	【法人】法人税申告書別表(別表十六(一)及び(二)等) 【個人】所得税確定申告書の「収支内訳書」又は「所得税青色申告決算書」の減価償却額の計算	
8	貸借対照表(様式第十五号)及び損益計算書(様式第十六号)	
9	前年度審査済の「経営規模等評価申請書兼総合評定値請求書」(副本)	
(2)「工事種類別完成工事高」に関する書類		
10	工事経歴書(様式第二号)(副本)	
11	直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)(副本)	
12	<input type="checkbox"/> 審査対象事業年度の完成工事高に係る工事の証明書類 ◆工事請負契約書、変更契約書 ◆注文書、請書 ※申請業種毎に元請・下請の区分なく請負金額の上位3件のみ提出 (工事経歴書に記載がなくとも、請負金額が上位3件に入る場合は要添付) ※工事経歴書の記載が3件未満で、実際は3件以上の実績がある場合は、 3件目まで添付が必要 <input type="checkbox"/> JV工事の場合はJV協定書	
13	<input type="checkbox"/> 消費税確定申告書の控え及び添付書類(附表2) ※e-Tax を利用した申告を行っている場合は確定申告書の申告者控えと 「送信データ受付メッセージ」を印刷したもの、又は確定申告書に 電子申請情報(受付日時・受付番号)が印字されているもの <input type="checkbox"/> 消費税納税証明書(その1) ※発行後3か月以内のものに限る	
14	前年度審査済の「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」(副本)	
(3)「その他の審査項目(社会性等)」に関する書類 ※該当する場合のみ必要		
15	【項番41】 建退共 建設業退職金共済事業加入・履行証明書(原本) ※電子申請の場合は、「原本」をスキャンしたデータを添付	

No.	提出する書類		チェック欄				
16	【項番42】退職一時金制度若しくは企業年金制度	<p>下記のいずれかの書類</p> <table border="1" data-bbox="384 315 1423 719"> <tr> <td data-bbox="384 315 580 499">退職一時金</td> <td data-bbox="580 315 1423 499"> <input type="checkbox"/> 中小企業退職金共済制度の加入証明書 <input type="checkbox"/> 特定退職金共済団体制度の加入証明書 <input type="checkbox"/> 労働基準監督署の受付印のある就業規則又は労働協約（退職金に関する規程部分を含める） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 499 580 719">企業年金</td> <td data-bbox="580 499 1423 719"> <input type="checkbox"/> 厚生年金基金加入証明書 <input type="checkbox"/> 適格退職金年金契約書 <input type="checkbox"/> 確定拠出年金加入証明書 <input type="checkbox"/> 確定給付企業年金基金加入証明書 <input type="checkbox"/> 資産管理運用機関との契約書 </td> </tr> </table>	退職一時金	<input type="checkbox"/> 中小企業退職金共済制度の加入証明書 <input type="checkbox"/> 特定退職金共済団体制度の加入証明書 <input type="checkbox"/> 労働基準監督署の受付印のある就業規則又は労働協約（退職金に関する規程部分を含める）	企業年金	<input type="checkbox"/> 厚生年金基金加入証明書 <input type="checkbox"/> 適格退職金年金契約書 <input type="checkbox"/> 確定拠出年金加入証明書 <input type="checkbox"/> 確定給付企業年金基金加入証明書 <input type="checkbox"/> 資産管理運用機関との契約書	
退職一時金	<input type="checkbox"/> 中小企業退職金共済制度の加入証明書 <input type="checkbox"/> 特定退職金共済団体制度の加入証明書 <input type="checkbox"/> 労働基準監督署の受付印のある就業規則又は労働協約（退職金に関する規程部分を含める）						
企業年金	<input type="checkbox"/> 厚生年金基金加入証明書 <input type="checkbox"/> 適格退職金年金契約書 <input type="checkbox"/> 確定拠出年金加入証明書 <input type="checkbox"/> 確定給付企業年金基金加入証明書 <input type="checkbox"/> 資産管理運用機関との契約書						
17	【項番43】法定外労働災害補償制度	<p>下記のいずれかの書類</p> <input type="checkbox"/> (公財)建設業福祉共済団加入証明書 <input type="checkbox"/> (一社)全国建設業労災互助会加入証明書 <input type="checkbox"/> (一社)全国労働保険事務組合連合会(労働災害補償制度)加入証明書 <input type="checkbox"/> 中小企業等共済組合法の認可を受けて共済事業を行う者への加入を証明する書面 <input type="checkbox"/> 労働災害総合保険若しくは準記名式の普通障害保険の保険証券、加入証明書等 <input type="checkbox"/> 保険会社の場合は、保険証券、保険約款、保険加入証明書					
18	【項番46】CPD 単位取得数	<input type="checkbox"/> CPD 単位を取得した技術者名簿(様式第4号) <input type="checkbox"/> CPD 認定団体による CPD 取得単位証明書(実績証明書等) ※証明期間は、審査基準日以前の1年間とする <input type="checkbox"/> CPD 単位を取得した技術者名簿(様式第4号)に記載した技術者に係る検定若しくは試験の合格証その他資格を証明する書面 <input type="checkbox"/> 常勤性を確認できる書面 <input type="checkbox"/> 雇用期間を確認できる書面					
19	【項番47】技能レベル向上者数	<input type="checkbox"/> 技能者名簿(様式第5号) <input type="checkbox"/> 能力評価(レベル判定)結果通知書 <input type="checkbox"/> 工事施工体制台帳の作業員名簿(審査基準日において施工中の工事に限る) <input type="checkbox"/> 常勤性を確認できる書面 <input type="checkbox"/> 雇用期間を確認できる書面					
20	【項番48】女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	<input type="checkbox"/> 基準適合一般事業主認定通知書 <input type="checkbox"/> 審査基準日以降に取消又は辞退があった場合は、それを証明する書類					
21	【項番49】次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	<input type="checkbox"/> 基準適合一般事業主認定通知書 <input type="checkbox"/> 審査基準日以降に取消又は辞退があった場合は、それを証明する書類					

No.	提出する書類		チェック欄
22	【項番50】 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	<input type="checkbox"/> 基準適合事業主認定通知書 <input type="checkbox"/> 審査基準日以降に取消又は辞退があった場合は、それを証明する書類	
23	【項番51】 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(様式第6号)	
24	【項番52】 建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度の宣言の有無	<input type="checkbox"/> 自主宣言において宣言していることを証する書面(宣言書) ※自主宣言 HP における各宣言企業の詳細ページのうち「宣言内容」をダウンロードすることで取得可能。 <input type="checkbox"/> 「建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度」に関する誓約書(様式第7号)	
25	【項番54】 民事再生・会社更生手続	再生手続開始又は終結、更正手続開始又は終結の決定日を証明する書面	
26	【項番55】 防災協定	[建設業者が単独で協定を締結している場合] <input type="checkbox"/> 国、特殊法人等又は地方公共団体との防災協定書 [建設業者の加入団体が協定を締結している場合] <input type="checkbox"/> 防災協定締結団体(社団法人等の団体)が発行する活動証明書及び団体が締結している防災協定書	
27	【項番58】 監査の受審状況	<input type="checkbox"/> 1に該当…有価証券報告書若しくは監査証明書(併せて、商業登記簿も提出) <input type="checkbox"/> 2に該当…会計参与報告書(併せて、商業登記簿も提出) <input type="checkbox"/> 3に該当…経理処理の適正を確認した旨の書類	
28	【項番59・60】 公認会計士等	[公認会計士等の数] <input type="checkbox"/> 公認会計士法第28条の規定による研修の受講を証明する書面 <input type="checkbox"/> 所属税理士会が認定する研修の受講を証明する書面 [二級登録経理試験合格者の数] <input type="checkbox"/> 試験合格年度の翌年度から5年を経過していない合格を証明する書面 <input type="checkbox"/> 登録経理講習受講年度の翌年度から5年を経過していない受講を証明する書面 [共通] <input type="checkbox"/> 常勤性を確認できる書面	
29	【項番61】 研究開発費	注記表(建設業法施行規則別記様式第十七号の2)	
30	【項番62】 建設機械の保有状況	<input type="checkbox"/> 経営事項審査添付資料「建設機械内訳書」 <input type="checkbox"/> 建設機械の売買契約書(販売証明書)、市町村に申告した償却資産課税台帳又はリース契約書 <input type="checkbox"/> 特定自主検査記録表、移動式クレーン検査証(移動式クレーン)又は自動車検査証・自動車検査証記録事項(ダンプ車、アスファルト・フィニッシャ)	

31	【項番63・64・65】 ISO等	<input type="checkbox"/> 経営事項審査添付書類「エコアクション21・ISOの取得状況」 <input type="checkbox"/> エコアクション21、ISO9001、ISO14001の認証を証明する書類、付属書
32	前年度審査済の「その他の審査項目(社会性等)」(副本)	
(4)「技術職員名簿」に関する書類		
33	<input type="checkbox"/> 保有する資格を証明する書面 <ul style="list-style-type: none"> ・施工管理技士、建築士、電気工事士、技能士等の免許・資格者証 ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証(毎回提出) <ul style="list-style-type: none"> ※電子申請でバックヤード連携できた場合は不要 ・登録基幹技能講習修了証(毎回提出) ・実務経験を有するとして技術職員名簿に記載した職員は、実務経験証明書(資格試験合格後の実務経験が必要な場合も実務経験証明書を提出) <p>※資格を証明する書面に有効期限に関する記載がなく、前回申請時と資格に変更がない場合は提出不要</p> <p>※資格を証明する書面は、技術職員名簿の通番順に添付すること</p> <input type="checkbox"/> 前年度審査済の「技術職員名簿」(副本)	
<input type="checkbox"/> 常勤性を確認できる書面(いずれか1つ) <ul style="list-style-type: none"> ・住民税特別徴収税額を通知する書面(特別徴収を行っている場合は必須) ・健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面(後期高齢者の場合は、厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ) <p>※技術職員名簿の通番を氏名の横余白に記入すること</p> <p>※経営事項審査を受審する上で対象としない職員の情報は塗りつぶす等の措置を行い表示しないこと</p> <input type="checkbox"/> 雇用期間を確認できる書面(いずれか1つ) <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ・所属企業の雇用証明書 <p>※前回申請時に技術職員名簿等に掲載されている場合は提出不要</p> <p>※被保険者等(本人)の記号・番号及び保険者番号は塗りつぶす等の措置を行い表示しないこと</p> <input type="checkbox"/> 年度途中で入退社した職員については資格取得届又は資格喪失届		
<input type="checkbox"/> 出向社員については出向契約書又は出向協定書等 ※当該出向者の出向起算日から審査基準日まで6ヶ月を超える恒常的雇用関係があることが条件。 <p>[継続雇用制度の適用がある場合]</p> <input type="checkbox"/> 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(様式第3号)		
<input type="checkbox"/> 常時10人以上の労働者を使用する企業の場合は、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則		

経営規模等評価申請書記入要領

1. 経営規模等評価申請書等を作成するにあたり、書面申請する場合はこの記入要領と記入例をよく読んで記入してください。電子申請の場合は、別途 JCIP 上での操作に従ってください。
2. 申請書等は次の順番に綴じて提出してください(書面による申請に限る)。

① 経営規模等評価申請書

- | | | | | |
|-----|----------------|---------------|---|------------|
| (1) | } | 経営規模等評価申請書 | } | [正]・[副] 2部 |
| | | 経営規模等評価再審査申立書 | | |
| | | 総合評定値請求書 | | |
| (2) | 工事種別完成工事高 | | | |
| | 工事種別元請完成工事高 | | | |
| (3) | その他の審査項目(社会性等) | | | |
| (4) | 技術職員名簿 | | | |
| (5) | 経営状況分析結果通知書 | | | |

② 経営事項審査添付書類

・審査手数料証紙貼り付け書

- | | | | | |
|-----|---|------------------------|---|--------|
| (1) | } | 「経営規模等評価申請書」に関する書類 | } | [正] 1部 |
| (2) | | 「工事種別完成工事高」に関する書類 | | |
| (3) | | 「その他の審査項目(社会性等)」に関する書類 | | |
| (4) | | 「技術職員名簿」に関する書類 | | |

※行政書士による代理申請の場合は、委任状をホッチキス等で添付書類と一緒に綴じて提出してください。

※建退共加入・履行証明書は、その原本を正に添付してください。

※添付する書類は、提出書類一覧を確認の上、添付漏れや誤り等がないよう注意してください。

※上記②経営事項審査添付書類については、(1)～(4)毎にインデックス等を付けて区分し、提出してください。

3. 申請書等の で表示されたカラム内に記入する場合は、1カラムに一文字ずつ、カラムからはみ出さないように、数字は右詰め、文字は左詰めで記入してください。

(記入例)

様式第二十五号の十四 (第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係)

(用紙A4)
20001



経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

行政書士による申請代理の場合
は行政書士名を併記する。

令和〇〇年 〇月〇〇日

申請代理人 行政書士 瑞穂 さくら

該当する年が2つ以上
ある場合は、最も古い
年を記入

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記入しない
熊本県知事殿

大臣許可業者"00"
知事許可業者"43"

右詰めで記入、左余白
は"0"で埋める

① 熊本市中央区水前寺6-18-1
申請者 十木建設株式会社 代表取締役社長 十木太郎

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 〇 年 〇 月 〇 日	〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇
申請時番号	02	知事コード 43 熊本県知事許可(特-01) 第 035667 号	許可年月日	令和 05 年 05 月 20 日
前回の申請時番号	03	大臣知事コード 〇〇 国土交通大臣知事許可(特-〇〇) 第 〇〇〇〇〇〇 号	許可年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
審査基準日	04	令和 07 年 03 月 31 日		
申請等の区分	05	1		
処理の区分	06	00		
法人又は個人の別	07	1 (1.法人) 2.個人	資本金額又は出資総額 18,000 (千円)	法人番号 1111111111111111
商号又は名称のフリガナ	08	ドボクケンセツ		
商号又は名称	09	十木建設(株)		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	ドボク タロウ		
代表者又は個人の氏名	11	十木 太郎		
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	43101		
主たる営業所の所在地	13	水前寺6-18-1		
郵便番号	14	862-0950	電話番号 096-383-1111	
許可を受けている建設	15	222112121		
経営規模等評価対象建設	16	999999999		

前回申請時の許可番号
と異なる場合のみ記入

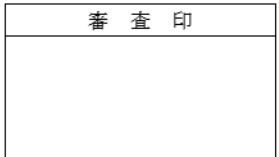
法人の場合のみ記入
個人の場合には記入しない

濁点・半濁点も含めて
「1文字」として扱う

左詰めで記入

申請日現在で許可を受けて
いる業種のコラム一般"1"
特定"2"を記入

経営規模等評価を申請する業種のコラムに"9"を記入



千円単位(千円未満は切り捨て)

②① 自己資本額 17,000,626 (千円) ②② 利益額 (2期平均) 18,285,000 (千円)

②③ 審査対象 (1. 基準決算 2. 2期平均) 2

基準決算	7,050,000 (千円)
直前の審査基準日	9,075,300 (千円)

利益額 (利払前税引前値 = 営業利益+減価償却実) 決算期が12か月に満たない場合等の利益額は完成工事高と同じ方法で“換算”して算出する。

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
営業利益 14,000 (千円)	営業利益 12,000 (千円)
減価償却実施額 15,000 (千円)	減価償却実施額 16,000 (千円)

②④ 技術職員数 19,100 (人)

②⑤ 登録経営状況分析機関番号 20,000,001

経営状況分析を受けた機関の名称 ○○○分析センター

分析機関の番号を右詰めで記入し、左余白は“0”で埋める

別紙二で記載した技術職員の総数を記入 (技術職員名簿の人数と一致)

「2期平均」で申請する場合は平均して数字を記入

審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入

営業利益の額は損益計算書の科目“営業利益”から記入する。減価償却実施額は法人税申告書別表16(1)、(2)等から記入する。

工事種別別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。
 技術職員名簿については別紙二による。
 その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求めるとする事項	再審査を求めるとする理由
※再審査の申立を行う場合のみ記入すること	同左

②⑥ 連絡先

所属等 総務部、総務課 氏名 水前寺 五郎 電話番号 096-383-1111

申請の内容に係る質問に回答できる者について必ず記入

確認等のため日中連絡がとれる番号を記入(携帯電話の併記も可)

ファックス番号 096-381-5404

(書類作成)
 ○×行政書士事務所
 行政書士 瑞穂さくら
 090-0000-0000

行政書士法施行規則第9条第2項の記名

審査印

1. 経営規模等評価申請書

- ① 申請する年月日、申請者名、住所を記入してください。申請者名、住所はゴム印でもかまいません。
(実印の押印は不要です。)

なお、行政書士法第1条の3項第1号の規定に基づく代理申請を行う場合は、行政書士名を併記し、委任状の写しを経営事項審査添付書類に添付してください。

- ② **項番01** 記入の必要はありません。

- ③ **項番02** カッコの中の「般」・「特」の文字は、一般建設業、特定建設業に応じて、不要の文字を消し、枠の中に現在受けている許可番号を記入してください。(2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入してください。) また、許可番号の枠には、許可番号を右詰めで記入してください。

- ④ **項番03** この項目は、前回申請したときと許可番号が変わっている場合のみ記入してください。許可の更新で年号だけが変まっている場合は、記入の必要はありません。 大臣から知事への許可換えや、許可切れなどで、5桁の許可番号が変わっている場合のみ記入してください。なお、大臣許可業者のコードは00、知事許可業者のコードは43です。

- ⑤ **項番04** この項目には、経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日を記入してください。

- ⑥ **項番05** 通常(総合評定値(P点)を請求する場合)は「1」を記入してください。

- ⑦ **項番06** 左側のカラムは、通常の決算の場合は「00」、決算期を変更した場合は「02」、新規設立で最初の決算後に申請する場合は「03」、新規設立で最初の決算前に申請する場合は「04」を記入してください。右側のカラムは、通常は空欄、特殊な決算等(合併、分割、営業譲渡、民事再生手続中など)の場合に次の表を参照のうえ記入してください。

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について営業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

⑧ **項番07** 法人・個人の区分の枠内には、法人であれば「1」、個人であれば「2」を記入してください。

⑨ この欄には、法人のみ記入し、株式会社の場合には資本金額を、それ以外の法人の場合には、出資総額を記入してください。 個人の場合には、記入しないでください。

⑩ 法人の場合のみ、13桁の法人番号を記入してください。

⑪ **項番08** 商号又は名称のフリガナをカタカナで記入してください。濁点「`」や半濁点「°」は、たとえば **ギ** 又 **パ** のように1文字として記入してください。 なお、フリガナは文字と数字だけとし、商号に「・」や「-」、「,」などの記号が含まれる場合も、これらの文字は記入しないでください。

また、法人の種類を表す略号のフリガナ(カブ)、(ユウ)などは記入不要です。

⑫ **項番09** 商号又は名称を記入してください。なお、法人の場合は、法人の種類を表す次の略号を、商号又は名称の前又は後に記入してください。 商号に「・」や「-」、「,」などの記号が含まれる場合は、これらの文字は1文字として記入してください。(カッコも一文字としてください。)

株式会社=(株)、特例有限会社=(有)、合資会社=(資)

合名会社=(名)、合同会社=(合)、協同組合=(同)

協業組合=(業)、企業組合=(企)

⑬ **項番10** カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入してください。濁点「`」や半濁点「°」文字については、たとえば **ギ** 又は **パ** のように1文字として記入してください。

⑭ **項番11** 申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合は本人の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入してください。

⑮ **項番12** 下記を参照のうえ記入してください。

市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード
熊本市中央区	43101	上天草市	43212	小国町	43424	錦町	43501
熊本市東区	43102	宇城市	43213	産山村	43425	多良木町	43505
熊本市西区	43103	阿蘇市	43214	高森町	43428	湯前町	43506
熊本市南区	43104	天草市	43215	西原村	43432	水上町	43507
熊本市北区	43105	合志市	43216	南阿蘇村	43433	相良村	43510
八代市	43202	美里町	43348	御船町	43441	五木村	43511
人吉市	43203	玉東町	43364	嘉島町	43442	山江村	43512
荒尾市	43204	南関町	43367	益城町	43443	球磨村	43513
水俣市	43205	長洲町	43368	甲佐町	43444	あさぎり町	43514
玉名市	43206	和水町	43369	山都町	43447	苓北町	43531
山鹿市	43208	大津町	43403	氷川町	43468		
菊池市	43210	菊陽町	43404	芦北町	43482		
宇土市	43211	南小国町	43423	津奈木町	43484		

⑩ 項番13 市区町村名の後に続く住所を記入してください。「丁目」、「番」及び「号」については、－（ハイフン）を用いて、例えば 水前寺 6-18-1 のように記入してください。

⑪ 項番14 主たる営業所の郵便番号及び電話番号を記入してください。電話番号については、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば 096-383-1111 のように左詰めで記入してください。

⑫ 項番15 この欄には、現在一般建設業の許可を受けている業種に「1」、特定建設業の許可を受けている業種に「2」を、次の表の略号に示された枠内に記入してください。

土	木	工	事	業	土	ガ	ラ	ス	工	事	業	ガ					
建	築	工	事	業	建	塗	装	工	事	業	塗						
大	工	工	事	業	大	防	水	工	事	業	防						
左	官	工	事	業	左	内	装	仕	上	工	事	業	内				
と	び	・	土	工	事	業	と	機	械	器	具	設	置	工	事	業	機
石	工	工	事	業	石	熱	絶	縁	工	事	業	絶					
屋	根	工	事	業	屋	電	気	通	信	工	事	業	通				
電	気	工	事	業	電	造	園	工	事	業	園						
管	工	工	事	業	管	さ	く	井	工	事	業	井					
タイル・れんが・ブロック	工	事	業	タ	建	具	工	事	業	具							
鋼	構	造	物	工	事	業	鋼	水	道	施	設	工	事	業	水		
鉄	筋	工	事	業	筋	消	防	施	設	工	事	業	消				
舗	装	工	事	業	舗	清	掃	施	設	工	事	業	清				
し	ゆ	ん	せ	つ	工	事	業	し	ゆ	解	体	工	事	業	解		
板	金	工	事	業	板												

⑬ 項番16 経営事項審査を受けようとする業種の枠内に「9」と記入してください。経営事項審査は、許可を持っている業種全てについて受審する必要はありません。ただし、公共工事の受注を希望する（＝指名願を提出する）業種については必ず受審してください。

⑭ 項番17 審査基準日の決算（基準決算）における自己資本の額と、基準決算及び基準決算の前期決算の自己資本の額の平均の額（2期平均）のどちらかを選び、その数字を記入してください。金額は、千円単位（千円未満の端数切り捨て）で記入してください。また、右の枠内に、どちらを選択したかによって、基準決算であれば「1」、2期平均であれば「2」と記入してください。

自己資本の額は、変更届出書（事業年度終了）に添付した財務諸表の貸借対照表＜純資産の部＞「純資産合計」の額を記入してください。また、自己資本の額は、経営状況分析結果通知書の自己資本の数値と突合してください。

⑮ 自己資本の額に2期平均を選択した場合は、基準決算の自己資本の額を上枠内に、基準決算の前期決算の自己資本の額を下枠内に千円単位（千円未満の端数切り捨て）で記入してください。**基準決算を選択した場合は記入不要です。**

⑯ 項番18 この枠内には、審査対象事業年度における利益額及び審査対象年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を、千円単位（千円未満の端数切り捨て）で記入してください。

⑰ この枠内には、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入してください。営業利益は、変更届出書（事業年度終了）に添付した財務諸表の

損益計算書「営業利益(営業損失)」の額を記入してください。減価償却実施額は、法人税確定申告書別表16(1)、(2)等から未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額を記入してください。

※営業利益及び減価償却実施額は、一部の登録経営状況分析機関を除いて、経営状況分析結果通知書に「参考値」として記載されています。なお、「参考値」は、単独決算の会社のみ記載されます。連結決算の場合は表示されません。

②④ 項番19 この枠内には、審査基準日における技術職員の数を記入してください。ここに書かれた数字は、別紙二に記載の技術職員の人数の合計と一致します。

②⑤ 項番20 経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入してください。

例えば

0	0	0	0	0	1
---	---	---	---	---	---

 のように、空カラムには「0」を記入してください。

②⑥ 申請内容についてご連絡することがありますので、「連絡先」の欄には、申請者のなかで申請の内容に係る質問に回答できる方の名前を記入してください。日中連絡がとれる番号の記入をお願いします。(携帯番号の併記も可)

行政書士が作成した場合には、記入例のように、欄外に行政書士の名前・連絡先を併せて記入してください。

※法律により、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することなどができるのは、行政書士登録を行っている行政書士のみとなっています。

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

2 0 0 0 2

許可番号を記入すること

08年 知事 第 35667 号

① 熊本市中央区水前寺6-18-1
土木建設株式会社
申請者 代表取締役 土木 太郎

ゴム印で
よい

項番 31	③ 自 05年04月 至 07年03月	② 自 07年04月 至 08年03月	④ 2 (1.2年平均) 2.3年平均
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	06年4月～07年3月 07年4月～08年3月		
⑥ 業種コード 32010	⑨ 完成工事高(千円) 380169	⑩ 元請完成工事高(千円) 33000	⑦ 完成工事高(千円) 384200
⑤ 土木一式工事	⑧ 元請完成工事高(千円) 351800		
工事の種類 完成工事高計算表 元請完成工事高計算表	完成工事高計算表 元請完成工事高計算表	完成工事高計算表 元請完成工事高計算表	完成工事高計算表 元請完成工事高計算表
⑪ プレストレスト コンクリート構造物 工事			
工事の種類 32020	352376	321500	314000
建築一式 工事			
工事の種類 完成工事高計算表 元請完成工事高計算表	完成工事高計算表 元請完成工事高計算表	完成工事高計算表 元請完成工事高計算表	完成工事高計算表 元請完成工事高計算表
とび・土工・ コンクリート 工事			
工事の種類 32050	34800	24400	27400
その他 工事			
工事の種類 完成工事高計算表 元請完成工事高計算表	完成工事高計算表 元請完成工事高計算表	完成工事高計算表 元請完成工事高計算表	完成工事高計算表 元請完成工事高計算表
33			
合計			

左欄「完成工事高」のうち「元請
完成工事高」について記入

右詰めで記入し、
左余白は空欄でよい

その他工事とは
○許可を受けているが経営事項審査を受けない業種の
工事高○JV 工事の構成員である場合の JV からの
下請工事○契約書等がない場合

「その他工事」・「合計」
は最後の用紙のみ記入

契約後 VE に係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 ②. 無)

「土木一式工事」を審査対象とする場合は、完成工事高の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」を含めて記入し、その次の記入欄には「プレストレストコンクリート構造物工事」の完成工事高を必ず記入(当該に係る実績がない場合においては、カラムに「0」を記入すること)「元請完成高」の欄も同様とする。「とび・土工・コンクリート工事」を審査対象とした場合の「法面処理工事」、「鋼構造物工事」を審査対象とした場合の「鋼橋上部工事」についても同様の点に注意し記入

契約後 VE に係わる
評価の特例の有無
を記入(2 枚目以降
も記入すること)

審査印

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

2 0 0 0 2

0 8 年 知事 第 3 5 6 6 7 号

熊本市中央区水前寺6-18-1
土木建設株式会社
代表取締役 土木 太郎

申請者

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 0 5 年 0 4 月 至 0 7 年 0 3 月		審査対象事業年度 自 0 7 年 0 4 月 至 0 8 年 0 3 月	計算基準の区分 2 (1.2年平均) 2.3年平均
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 06年4月～07年3月	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 07年4月～08年3月		
業種コード 3 2 0 5 1	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
工事の種類 法面処理 工事	0	0	0	0
工事の種類 舗装 工事	0	0	0	0
工事の種類 解体 工事	19,000	0	17,400	0
工事の種類 その他 工事	11,525	8,750	0	0
合計	7,900	6,849	7,430	6,932

工事実績が無い場合は「0」を記入する

損益計算書の完成工事高と一致する

14 契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

金額は「直前3年の各事業年度における施工金額」の数値と一致させてください
各カラムの記入数値の根拠は、確認書類の「様式第3号 直前3年の各事業年度における施工金額」に計上した値です
合計欄の数値は、「様式第3号 直前3年の各事業年度における施工金額合計」、「様式第16号 損益計算書の完成工事高」と一致するよう端数調整して下さい

審査印

2. 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高

※この項目については、直前2～3年間に法人成りや決算期の変更等のない一般的な記入例を紹介します。

- ① 許可番号と申請者名を記入してください。申請者名はゴム印でもかまいません。(押印は不要です。)
- ② ③ **項番31** 右の枠内(②)には「審査対象事業年度」の期間を、左の枠内(③)には、右の枠内(②)で記入した「審査対象事業年度」の期間の直前の審査対象事業年度の期間を記入してください。完成工事高は、2年平均か3年平均かを選択することができます。どちらを選択するかによって、2年平均であれば、③に「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の期間を、3年平均であれば、「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」及び「審査対象事業年度の前々審査対象事業年度」の期間を記入してください。
- また、③の下段の「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」及び「審査対象事業年度の前々審査対象事業年度」の枠内には、③の枠内に記入した決算期間に対応した年月を記入してください。
- ④ 完成工事高を2年平均するか3年平均するかによって、2年平均であれば「1」を、3年平均であれば「2」を記入してください。
- ⑤ 経営事項審査を受審する業種について、工事の種類を一つずつ記入してください。
- ⑥ **項番32** 業種コードの欄には、⑤に記入した業種について、次のコード表により該当する工事のコード番号を記入してください。(※010と011、050と051、110と111はセットで記入)

工 事 種 類 コー ド 表

コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	150	板金工事業
011	プレストレストコンクリート構造物	160	ガラス工事業
020	建築一式工事	170	塗装工事業
030	大工工事	180	防水工事業
040	左官工事	190	内装仕上工事業
050	とび・土工事業	200	機械器具設置工事業
051	法面処理工事	210	熱絶縁工事業
060	石工事	220	電気通信工事業
070	屋根工事	230	造園工事業
080	電気工事	240	さく井工事業
090	管工事	250	建具工事業
100	タイル・れんが・ブロック工事	260	水道施設工事業
110	鋼構造物工事	270	消防施設工事業
111	鋼橋上部工事	280	清掃施設工事業
120	鉄筋工事	290	解体工事業
130	舗装工事		
140	しゅんせつ工事		

- ⑦ ⑤に記入した工事について、審査対象事業年度に計上した完成工事高を千円単位(千円未満切り捨て)で記入してください。この数値は、直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)に計上した値です。

- ⑧ この欄には、審査対象事業年度に計上した元請として受注した完成工事高を千円単位(千円未満切り捨て)で記入してください。(公共工事・民間工事を問わず元請として施工した工事)

この数値は、直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)に計上した値です。

- ⑨ ③に記載した審査対象事業年度に計上した完成工事高を千円単位(千円未満切り捨て)で記入してください。この場合、完成工事高の2年平均を選択した場合は「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の数字をそのまま記入し、3年平均を選択した場合は「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」と「審査対象事業年度の前々審査対象事業年度」の数字の合計を平均した数字を記入してください。

また、下段の完成工事高計算表の欄は、2年平均は「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」まで、3年平均は「審査対象事業年度の前々審査対象事業年度」まで、それぞれの審査対象事業年度の完成工事高について、記入例を参考に記入してください。

- ⑩ ③に記載した決算期間に計上した、元請として受注した完成工事高を千円単位(千円未満切り捨て)で記入してください。この場合完成工事高の2年平均を選択した場合は「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の数字をそのまま記入し、3年平均を選択した場合は「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」と「審査対象事業年度の前々審査対象事業年度」の数字の合計を平均した数字を記入してください。

また、下段の元請完成工事高計算表の欄の記入方法については、⑨と同様です。

- ⑪ 工事の種類に「土木一式工事」(コード「010」)について記入した場合は、その次の欄に必ず「プレストレストコンクリート構造物工事」を記入し、業種コードには「011」を記入してください。また、「完成工事高」及び「元請完成工事高」の欄にも、「土木一式工事」の完成工事高及び元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るもの(該当がない場合はゼロ)を必ず記入してください。

同様に「とび・土工・コンクリート工事」(コード「050」)について記入した場合は、「法面処理工事」(コード「051」)を、「鋼構造物工事(コード「110」)について記入した場合は「鋼橋上部工事」(コード「111」)を次の欄に記入し、各々の工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入してください。

- ⑫ **項番33** その他経営事項審査を受けない業種の工事の完成工事高及び元請完成工事高を記入してください。

ただし、経営事項審査を受ける業種の工事であっても、次の工事は、その他工事として取り扱います。

- ・JVの構成員である場合の当該JVからの下請工事
- ・契約書が無いなど、経営事項審査を受ける業種の工事であることが確認できないもの

※業務委託等の役務の提供については、完成工事高ではなく兼業売上にあたる場合がありますので、次ページ4「委託契約等についての取扱い」を参照してください。

※工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高の記入用紙が2枚以上にわたる場合は、その他工事の完成工事高及び元請完成工事高は最後の用紙に記入してください。

- ⑬ **項番34** 合計の欄には、項番32及び33で計上した工事の完成工事高及び元請完成工事高の合計を記入してください。

ただし、項番32 に記入した完成工事高及び元請完成工事高のうち、業種コード「011」(プレストレストコンクリート構造物工事)、「051」(法面処理工事)及び「111」(鋼橋上部工事)に係る完成工事高及び元請完成工事高については、合計に含みません。

なお、審査対象事業年度の完成工事高の合計の数値は、変更届出書(事業年度終了)に添付の財務諸表の損益計算書に記載されている完成工事高の数値と一致します。

- ⑭ 契約後VEに係る完成工事高の評価の特例の有無について、該当する項目に○印をつけてください。契約後VEに係る工事の完成工事高については、契約後VEによる減額変更前の契約額で計上できます。この場合は、契約後VEによる契約額の減額の金額が証明できる書類を提出する必要があります。

※ 完成工事高計上にあたっての注意

1. 記入する必要があるのは経営事項審査を受審する業種だけです。経営事項審査を受審しない業種については、その他工事に計上してください。前年度に受審して、今年度は受審しない業種の完成工事高についても、全てその他工事に合算して計上してください。
2. 一式工事以外の許可がある業種について、審査を受けなければ、下表の矢印の方向にのみ当該業種の完成工事高を、その内容に応じて一式工事の完成工事高に振り替えることができます。

土木一式	←	とび・土工・コンクリート、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、鉄筋、水道施設、解体、 <u>他土木工事業に関する工事</u>
建築一式	←	大工、左官、とび・土工・コンクリート、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、建具、解体、 <u>他建築工事業に関する工事</u>

※矢印の方向に向かったのみ、振り替えることができます。

専門工事の許可がある業種について、審査を受けなければ、その建設工事の性質に応じて振り替えることができます。

とび・土工・コンクリート	↔	石、造園
電気	↔	電気通信
管	↔	水道施設
内装	↔	建具
屋根	↔	板金

3. 消費税課税事業者は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額で記入してください。

消費税免税事業者は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額で記入してください。

4. 委託契約等についての取扱い

経営事項審査において完成工事高として認められるのは、建設工事に該当するものです。なお、委託契約等については次のとおり取り扱います。

- ① 道路の維持修繕その他の委託契約について、業務内容が補修工事を伴うものや、樹木、芝生、草花等を育成するために、土壌改良や支柱の設置等を伴うものは、施工証明書、仕様書、工事台帳の原価等の資料により内容が確認できる場合、完成工事高として計上できます。
- ② 電気設備等の保守点検業務委託や河川の除草工事(委託)、選挙ポスター掲示場の設置・撤去等、業務内容が役務の提供であるものは、契約形態にかかわらず、兼業事業売上高として計上してください。

その他の審査項目 (社会性等)

① 申請者

ゴム印で
よい

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

② 建設業退職金共済制度加入の有無 [1.有、2.無]

③ 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 [1.有、2.無]

④ 法定外労働災害補償制度加入の有無 [1.有、2.無]

⑤ 若年技術職員の継続的な育成及び確保 [1.該当、2.非該当]

⑥ 新規若年技術職員の育成及び確保 [1.該当、2.非該当]

⑦ CPD単位取得数 (単位)

⑧ 技能レベル向上者数 (人) 技能者数 (人) 控除対象者数 (人)

⑨ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 [1.えるぼし認定 (1段階目)、2.えるぼし認定 (2段階目)、3.えるぼし認定 (3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]

⑩ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

⑪ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 [1.ユースエール認定、2.非該当]

⑫ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 [1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]

⑬ 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無 [1.有、2.無]

技術職員数 (A) (人) 若年技術職員数 (B) (人) 若年技術職員の割合 (B/A)

新規若年技術職員数 (C) (人) 新規若年技術職員の割合 (C/A)

技術者数 (人)

技術職員数 (項番19)と同じになります。

該当するものを○で囲んでください。

建設業の営業継続の状況

⑭ 営業年数 (年)

⑮ 初めて許可 (登録) を受けた年月日 令和 年 月 日 休業等期間 年 月 日 備考 (組織変更等)

⑯ 民事再生法又は会社更生法の適用の有無 [1.有、2.無]

再生手続又は更生手続開始決定日 令和 年 月 日 再生計画又は更生計画認可日 令和 年 月 日 再生手続又は更生手続終了決定日 令和 年 月 日

防災活動への貢献の状況

⑰ 防災協定の締結の有無 [1.有、2.無]

法令遵守の状況

⑱ 営業停止処分の有無 [1.有、2.無]

指示処分の有無 [1.有、2.無]

建設業の経理の状況

⑲ 監査の受審状況 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

⑳ 公認会計士等の数 (人)

㉑ 二級登録経理試験合格者等の数 (人)

研究開発の状況

㉒ 研究開発費 (2期平均) (千円)

審査対象事業年度 審査対象事業年度の前審査対象事業年度

(千円) (千円)

建設機械の保有状況

㉓ 建設機械の所有及びリース台数 (台)

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

㉔ エコアクション21の認証の有無 [1.有、2.無]

ISO9001の登録の有無 [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無 [1.有、2.無]

審査印

3. その他の審査項目（社会性等）

① 申請者名を記入してください。申請者名はゴム印でもかまいません。（押印は不要です。）

② **項番41** 審査基準日において、建設業退職金共済制度に加入していて、加入・履行証明書がある場合は「1」を、加入していないか、加入していても証明書がなければ「2」を記入してください。なお、建退共は、次に該当する者は加入できません。

- ・個人の場合、事業主及びその配偶者
- ・法人の場合、役員（従業員の性格の強い役員は加入可能。）及び事務職員

※この項目については、**建退共加入・履行証明書**で加入の有無を確認します。

（注）建退共制度は、中退共との同一人の重複加入はできませんのでご注意ください。

③ **項番42** 審査基準日において、次のいずれかに該当する場合には「1」を、いずれにも該当しない場合には「2」を記入してください。「1」の場合は、当てはまる制度を○で囲んでください。

- （1）労働協約もしくは就業規則に退職手当の定めがあるか又は退職手当に関する事項についての規則が定められている。
- （2）中小企業退職金共済法に規定する中小企業退職金共済契約を締結し、加入している。
- （3）所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約を締結し、加入している。
- （4）厚生年金基金が設立されている。
- （5）法人税法に規定する適格退職年金の契約を締結している。
- （6）確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金を導入している。
- （7）確定拠出年金法に規定する企業型年金を導入している。

※ この項目については、以下の資料を確認します。

自社退職金制度の場合

労働協約又は就業規則（常時10人以上の労働者を使用する場合は、労働基準監督署に届出済の受付印が必要です。）で退職手当の定めを確認します。

中退共の場合

中小企業退職金共済事業団が発行する加入証明書を確認します。

なお、中退共は、次に該当する者は加入できません。

- ・個人の場合、事業主、その配偶者及び同一生計の家族従業員（事業主との間に雇用関係がある家族従業員は加入可能）
- ・法人の場合、役員（従業員の性格の強い役員は加入可能）

（注）中退共は、建退共との同一人の重複加入はできませんので御注意ください。

特退共の場合

加入証明書を確認します。加入証明書は、市商工会議所については主幹事会社のアクサ生命保険(株)等が発行する証明書、町村商工会については熊本県商工会連合会が発行する証明書を提出してください。なお、特退共は、次に該当する者は加入できません。

- ・個人の場合、事業主及び同一生計親族

- ・法人の場合、役員(従業員の性格の強い役員は加入可能)
 - ・高齢者(加入できない年齢は各特退共制度によって異なりますので御確認ください。)
- ※(4)から(7)の項目については、厚生年金基金等の加入証明書又は共済団体との適格退職年金契約等の契約書を提出してください。

④ **項番43** 審査基準日において、(公財)建設業福祉共済団又は保険会社、中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者等との間で、次の(1)～(3)の全ての条件を満たす契約を締結している場合には「1」を、締結していない場合には「2」を記入してください。

- (1)申請者と直接の使用関係にある職員だけでなく、全下請負人と直接の使用関係にある職員も対象とすること
- (2)業務災害だけでなく、通勤災害も対象とするものであること。
- (3)少なくとも、死亡及び傷害等級1級から7級までを対象とするものであること。

なお、保険会社等の準記名式の普通傷害保険の場合は、原則として政府の労災保険に加入していなければ、加入有りとはなりません。

また、(一社)熊本県建設業協会建築部会の建築労災共済のみの契約の場合は、建築一式工事及びそれに附帯する工事が対象であるため、それ以外の工事も施工する場合は、加入無しとなります。

※この項目については、上記(1)～(3)の全てを満たしていることがわかる加入証明書、加入者証書又は保険証券等を提出してください。

⑤ **項番44** 審査基準日において、技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の15%以上の場合は「1」を、15%未満の場合は「2」を記入してください。

⑥ **項番45** 審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数の技術職員名簿全体の1%以上の場合は「1」を、1%未満の場合は「2」を記入してください。

⑦ **項番46**

- ・「CPD取得単位数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取り得たCPDの単位をもとに、算出される数値を記載して下さい。ここに書かれた数字は、様式第4号(43ページ参照)に記載のCPD単位総計と一致します。
- ・「技術者数」の欄は、規則第7条の3第3号(登録基幹技能者講習を修了した者)若しくは規則第18条の3第2項第1号に規定する者(主任技術者又は監理技術者となる資格を有する者)又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者の数を記入してください。

※この項目については、審査基準日以前の1年間に習得したCPDの学習単位を証するもの(実績証明書、学習履歴証明書等)を確認します。

※CPD単位を取得した技術職員名簿(様式第4号)に記載した技術者(※技術職員名簿に記載のない技術者)がいる場合は、当技術者に係る検定若しくは試験の合格証その他の資格を証明する書面、常勤性を確認できる書面、雇用期間を証明する書面を提出してください。

⑧ **項番47**

- ・「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価(以下「認定能力評価」という。)の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であった技能者の数を記

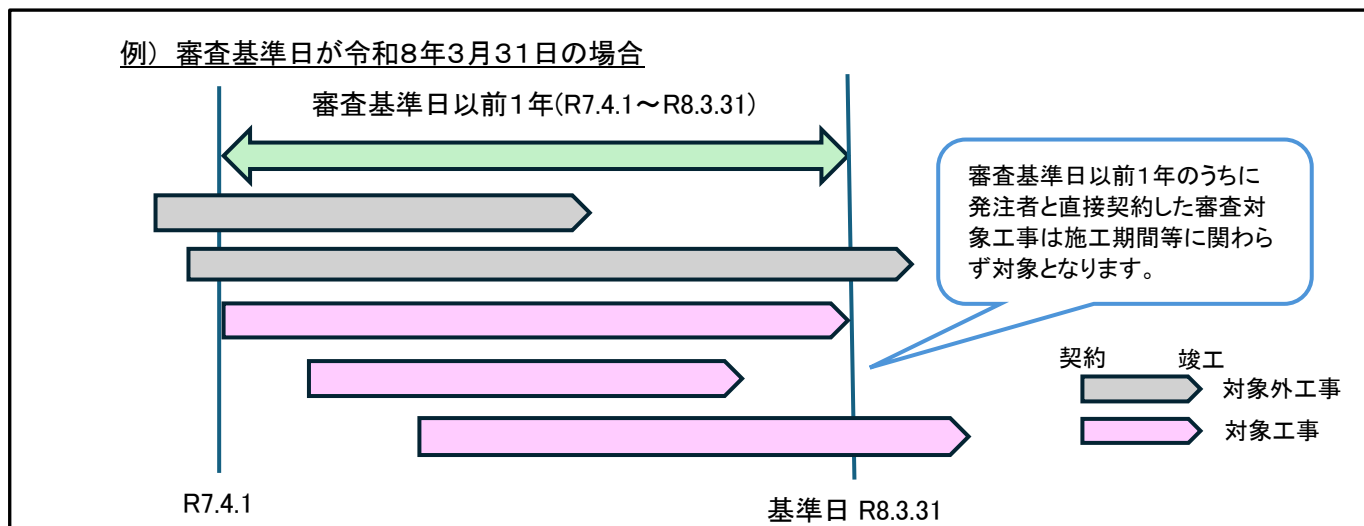
入してください。

- ・「技能者数」の欄は、審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者の数を記入する（建設工事の施工の管理のみに従事した者は記入しないでください。）。
- ・「控除対象者」の欄は、審査基準日の3年前の日以前に認定能力評価により受けた評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記入してください。

※この項目については、様式第5号(44ページ参照)に記載の人数と一致し、能力評価(レベル判定)結果通知書を確認します。

- ⑨ **項番48** 審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく「えるぼし認定(第1段階目)」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定(第2段階目)」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定(第3段階目)」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入してください。
- ⑩ **項番49** 審査基準日において、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入してください。
- ⑪ **項番50** 審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入してください。
- ⑫ **項番51** 審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入してください。

※「審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った」とは、「**審査基準日以前1年のうちに発注者と契約変更を除く請負契約を直接締結した**」ことを指します。



- ⑬ **項番52** 建設技能者を大切にする企業の自主宣言を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を記入してください。

※審査基準日において、国土交通省が実施する自主宣言制度の宣言を元請事業者又は下請事業者の立場で行っており、誓約書(様式第7号)に掲げる自主宣言制度で宣言した取り組みについて取組開始日以降

行う又は行っているもの。

- ⑭ **項番53** 審査基準日における営業年数を記入してください。営業年数は、建設業の許可又は登録を受けた日から審査基準日までの年数とし、休業等の期間は除きます。1年に満たない端数は切り捨てます。ただし、平成23年(2011年)4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更正手続開始の決定を受け、かつ、再生手続の終結又は更正手続の終結の決定を受けた場合は、当該再生手続終結又は更正手続終結の決定を受けた時点からの営業年数を記入してください。
- ⑮ 初めて許可を受けた年月日と、現在までに休業した期間等を記入してください。なお、備考の欄には、法人成りの年月、直近の決算期変更など、営業の沿革を記入してください。
- ⑯ **項番54** 平成23年(2011年)4月1日以降の申し立てに係る再生手続開始の決定又は更正手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入してください。
- ⑰ **項番55** 審査基準日において、国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等)又は、地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」、締結していない場合は「2」を記入してください。なお、社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、申請者が当該団体に加入し、かつ防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる場合には、防災協定の締結ありとして扱います。

※この項目については、防災協定を確認します。

※団体が防災協定を締結している場合には、審査基準日において当該団体の会員であることや防災活動に一定の役割を担っていることが確認できる書類(団体による証明書、団体の防災活動計画書等)も確認します。

防災協定の該当の有無についての考え方

ア 防災協定の具体的な内容については、特に制限はありません。災害時の建設業者の活動義務について定めた協定であれば、評価の対象とします。

イ 協定に基づく活動について、有償か無償かは問いません。ただし、協定自体が事実上の請負契約や期間委託契約とみなされるものは対象外とします。例えば、協定において単価を定めている場合や協定締結者を入札で決定しているような場合には、原則対象外とします。(事前に単価を定めている場合で、明らかに実費相当と認められる場合には対象とします。)

ウ 複数の防災協定を締結している場合であっても、重複加点は行いません。

エ 上記の「社団法人等の団体」について特に要件はなく、法人格は必ずしも必要としません。

- ⑱ **項番56、57** 審査対象年において、建設業法第28条の規定による営業停止処分又は指示処分を受けたことがある場合には「1」を、受けたことがない場合には「2」を記入してください。

※指名停止は、営業停止処分又は指示処分に該当しません。

- ⑲ **項番58**

審査基準日において、

- (1) 会計監査人を設置し、その会計監査人が自社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合は「1」
- (2) 会計参与を設置し、その会計参与が会計参与報告書を作成している場合は「2」

(3)建設業に従事する職員のうち、経理事務の責任者であって、以下のアからエのいずれかに該当する者が、経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」

ア 審査基準日において、規則第18条の3第3項第2号イに該当する者(公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修、並びに税理士であって、税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るものとして所属税理士会が認定する研修を、経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講したもの。)

イ 1級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日(4月1日。以下、同じ。)から起算して審査基準日において5年を経過していないもの

ウ 1級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過していないもの

エ 規則第18条の3第3項第2号二に該当する者(①登録経理試験の1級試験に合格した者を対象に、当該者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過していないもの。②公認会計士又は税理士であって、これらとなる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において1年を経過していないもの)上記(1)～(3)のいずれにも該当しない場合は「4」を記入してください。

※この項目については、ア 無限定適正意見、限定付適正意見が付された有価証券報告書又は監査報告書(併せて、商業登記簿)、イ会計参与報告書及び商業登記簿、ウ経理処理の適正を確認した旨の書類(46～47ページ参照)を確認します。なお、この項目について虚偽申請がなされた場合には、通常に加重して監督処分が行われます。

⑳ **項番59** 「公認会計士等の数」の欄は、建設業に従事する職員のうち、以下のアからエに該当する者の数を記入してください。

ア 審査基準日において、規則第18条の3第3項第2号イに該当する者(公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修、並びに税理士であって、税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るものとして所属税理士会が認定する研修を、経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講したもの)

イ 1級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日(4月1日。以下、同じ。)から起算して審査基準日において5年を経過していないもの

ウ 1級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過していないもの

エ 規則第18条の3第3項第2号二に該当する者(①登録経理試験の1級試験に合格した者を対象に、当該者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過していないもの。②公認会計士又は税理士であって、これらとなる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において1年を経過していないもの)

※この項目については、ア公認会計士及び税理士の研修受講を証明する書面、イ1級登録経理試験の合格証、ウ登録経理講習の受講を証明する書面、エ①1級登録経理試験の合格証、②一般財団法人建設業振興基金が実施する講習の受講を証明する書面、③公認会計士の合格証又は税理士の合格証を確認します。

㉑ **項番60** 「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、建設業に従事する職員のうち、以下のアからウに該当する者の数を記入してください。

ア 2級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日(4月1日。以下、同じ。)から起算して審査基準日において5年を経過していないもの

イ 2級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過していないもの

ウ 規則第18条の3第3項第2号二に該当する者(①登録経理試験の2級試験に合格した者を対象に、当該者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過していないもの。)

※この項目については、ア 2級登録経理試験の合格証、イ 登録経理講習の受講を証明する書面、ウ ①2級登録経理試験の合格証、②一般財団法人建設業振興基金が実施する講習の受講を証明する書面を確認します。

※3級建設業経理事務士については経審上の評価の対象(点数)にはなりませんので、記入の必要はありません。

⑳ **項番61** ㉑の監査の受審状況欄において「1」を記入した場合のみ、審査対象事業年度及び審査対象年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を表内のカラムに記入し、その平均を千円単位(千円未満切り捨て)で記入してください。それ以外の場合は、「0」を記入してください。

決算期が12か月に満たない場合等の「研究開発費」は完成工事高と同じ方法で“換算”して算出してください。

㉓ **項番62** 審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。)により使用する建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の自動車検査証をいう。以下同じ。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの及び自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャー」と記載されている大型特殊自動車並びに労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第33号に掲げる不整地運搬車、同項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入してください。

※この項目については、建設機械の売買契約書又はリース契約書等と特定自主検査記録表等を確認します。(詳細は41～42ページ参照)

㉔ **項番63、64、65** 審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合、ISO9001の規格又はISO14001の規格により登録されている場合は「1」を、取得又は登録されていない場合は「2」を記入してください。なお、認証又は登録範囲に建設業が含まれていない場合や認証又は登録範囲が一部の支店等に限定されている場合は対象となりませんので、「2」を記入してください。

※この項目については、認証機関が発行した認証登録証等を確認します。

技術職員名簿

2	0	0	0	5
---	---	---	---	---

08年 知事 第 35667号

③ 頁数 81001

① 申請者 熊本市中央区水前寺6-18-1 土木建設株式会社 代表取締役 土木 太郎

④ 今回新たに掲載された方に○を記入

⑤ 姓名は一文字あけて左詰めで記入

⑥ 監理技術者資格者証の番号を右詰めで記入 講習受講が「2」のときは記載不要

⑬ ゴム印でよい

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	⑪ 監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	土木 次郎	S 6 1 0 7 0 1	39	8 2 0 1	2 1 4	2	1 3	2 1 4	2		
2		土木 三郎	S 5 6 0 4 1 2	44	8 2 0 1	2 1 4	2	1 3	2 1 4	2		15
3		土木 太郎	S 5 6 0 3 3 1	45	8 2 0 1	1 1 3	1	0 2	1 2 0	1	0 0 0 0 0 6 2 1 1 1	30
4	○	熊本 一郎	S 3 9 1 2 0 8	61	8 2 0 1	1 1 3	2	2 9	1 1 3	2		
5		熊本 二郎	S 2 3 0 6 1 3	77	8 2 0 2	1 2 0	1	2 9	1 2 0	1	0 0 0 0 0 7 7 6 0 0	1
6		監理 太郎	H 1 0 1 0 2 4	27	8 2 0 1	2 1 4	2	2 9	2 1 4	2		
7		監理 次郎	S 3 5 0 6 1 3	65	8 2 0 1	0 0 2	2	0 2	0 0 2	2		
8		水前寺 花子	S 4 4 0 3 3 0	57	8 2 0 1	0 0 2	2					
9		水前寺 三四郎	S 3 2 0 4 1 6	68	8 2 0 1	0 0 1	2					
10		山田 太郎	H 0 1 1 2 0 1	36	8 2 0 1	2 1 2	2	2 9	2 1 4	2		10
11					8 2							
12					8 2							
13					8 2							
14					8 2							
15					8 2							
16					8 2							
17					8 2							
18					8 2							
19					8 2							
20					8 2							

技術者1人につき2業種のみ申請可 (2業種の考え方)
 ①1資格から2業種選択でもOK
 例)土木施工管理技士→土木一式・舗装
 この場合、同じ有資格区分コードを2箇所記入
 ②2資格から1業種ずつ選択でもOK
 例)土木施工管理技士→土木一式
 建築施工管理技士→建築一式

申請する業種について、次の①から③すべての要件を満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入する(空欄はありません)
 ①法第15条第2号イに該当する者(1級国家資格者相当)であること
 ②監理技術者資格者証の交付を受けていること
 ③法第26条の4から6の規定による講習(監理技術者講習)を、修了した日の属する年の翌年から5年以内に審査基準日が含まれていること

審査印

4. 技術職員名簿

① 申請者名を記入してください。申請者名はゴム印でもかまいません。(押印は不要です。)

② 1枚目の経営規模等評価申請書に記入した許可番号を記入してください。

③ 項番81 技術職員名簿のページ数を記入してください。

④ 審査対象年度に新たに加わった技術職員の方に○印を付けてください。

⑤ 技術者の氏名を記入してください。姓と名の間は空白を一文字空けてください。

⑥ 技術者の生年月日を記入してください。なお、年号には次の文字を使用してください。

明治→「M」、大正→「T」、昭和→「S」、平成→「H」

⑦ 審査基準日時点の満年齢を記入してください。

審査基準日の翌々日が35歳の誕生日→34歳

審査基準日の翌日が35歳の誕生日 →35歳

審査基準日が35歳の誕生日 →35歳と記入

(誕生日の前日で満年齢があがります。)

⑧ 業種コードの欄には、経営規模等評価対象工事のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び、該当するコードを記載してください。

土 木 工 事 業	01	ガ ラ ス 工 事 業	16
建 築 工 事 業	02	塗 装 工 事 業	17
大 工 工 事 業	03	防 水 工 事 業	18
左 官 工 事 業	04	内 装 仕 上 工 事 業	19
と び ・ 土 工 工 事 業	05	機 械 器 具 設 置 工 事 業	20
石 工 事 業	06	熱 絶 縁 工 事 業	21
屋 根 工 事 業	07	電 気 通 信 工 事 業	22
電 気 工 事 業	08	造 園 工 事 業	23
管 工 事 業	09	さ く 井 工 事 業	24
タイル・れんが・ブロック工事業	10	建 具 工 事 業	25
鋼 構 造 物 工 事 業	11	水 道 施 設 工 事 業	26
鉄 筋 工 事 業	12	消 防 施 設 工 事 業	27
舗 装 工 事 業	13	清 掃 施 設 工 事 業	28
し ゅ ん せ つ 工 事 業	14	解 体 工 事 業	29
板 金 工 事 業	15		

⑨ 有資格区分コードの欄には、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する資格等について別表のコード表（69～70ページ参照）に従って記入してください。

※この項目については、「有資格区分コード」で記入した資格者証等の写しを添付してください。

⑩ 申請する業種について、次の(1)から(3)の要件をすべて満たす場合には「1」を、それ以外の場合には「2」を記入してください。

(1)建設業法第15条第2号イに該当する者である。(1級国家資格者相当)

(2)監理技術者資格者証の交付を受けている。

(3)建設業法第26条の6から8の規定による講習を修了した日の属する年の翌年から5年以内に審査基準日が含まれている。

※この項目については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付してください。

⑪ 資格者証交付番号の欄には、監理技術者資格者証の交付を受けている場合、その番号を記入してください。なお、資格者証の交付を受けている場合でも、⑩が「2」のときは、記載の必要はありません。

⑫ CPD単位取得数の欄には、以下の算式で算出される単位数を記入してください。

※この項目については、審査基準日以前の1年間に習得したCPDの学習単位を証するもの(実績証明書、学習履歴証明書等)を確認します。

各技術者のCPD単位

$$\left[\begin{array}{l} \text{審査対象年にCPD認定団体によって} \\ \text{取得を認定された単位数} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{告示別表第18の左欄に掲げる} \\ \text{CPD認定団体毎に右欄に掲げる数値} \end{array} \right] \times 30$$

上記算式で計算される各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

・1人の技術者のCPD単位の上限は30とする。

・1人の技術者のCPD単位は、一つのCPD認定団体によって取得を認定された単位をもとに算出する

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50	公益社団法人日本建築士会連合会	12
一般財団法人建設業振興基金	12	公益社団法人日本造園学会	50
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50	公益社団法人日本都市計画学会	50
一般社団法人交通工学研究会	50	公益社団法人農業農村工学会	50
公益社団法人地盤工学会	50	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20	公益社団法人日本建築家協会	12
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50	一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20	一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20	一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人全日本建設技術協会	25	一般社団法人電気設備学会	12
土質・地質技術者生涯学習協議会	50	一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益社団法人土木学会	50	公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50	一般社団法人日本建築構造技術者協会	12
公益社団法人日本技術士会	50		

※技術職員名簿記入にあたっての注意

- 1 常勤性の確認にあつては、住民税の特別徴収を行っている場合は、原則、住民税特別徴収額を通知する書面で行います。住民税の特別徴収で確認できない場合は、社会保険等で確認します。

「技術職員名簿」に記入する技術職員は、審査基準日まで連続して6ヶ月を超えて雇用期間を限定することなく常時雇用されていることが必要です。

なお、高齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の対象者は、雇用期間が定められていても技術職員とすることができます。その際、継続雇用制度の対象者であることを証する会社の書面(常時10人以上の労働者を使用する会社の場合には、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則)を添付してください。

※継続雇用対象者であることを証する会社の書面は48ページを参照してください。

- 2 実務経験者については、当該業種に10年以上の実務経験(「002」)を有する場合、指定学科卒業の実務経験(「001」)の場合は、必要な経験年数を有する場合に業種コードを記入できます。

指定学科卒業の対象学校は学校教育法による高等学校、中等教育学校、大学、短期大学、専修学校の専門課程及び高等専門学校です。それ以外の各種学校は指定学科卒業の学校にはあたりません。

高等学校及び中等教育学校の指定学科卒業の場合、対象業種の実務経験5年で記入可。

大学、短期大学及び高等専門学校の場合、指定学科卒業は対象業種の実務経験3年で記入可。

専修学校の専門課程を卒業した場合で、高度専門士又は専門士の称号を持つ者は、対象業種の実務経験3年、それ以外の者は対象業種の実務経験5年で記入可。

許可を受けようとする建設業	指定学科
土木工事業、舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。)都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業 ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工工事業 石工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

なお、指定学科卒業の実務経験(「001」)の場合は、対象学校の卒業証書又は卒業証明書を添付してください。

(実務経験の例)

●高校の土木学科卒業の場合

・土木工事業の実務経験 → 5年の実務経験記入可

有資格区分コード「001」、業種コード「01」

・土木工事業と舗装工事業の実務経験 → それぞれ5年の実務経験で両方記入可

有資格区分コード「001」、業種コード「01」「13」

3 資格を証明する書面に有効期限に関する記載がある資格については、毎回提出してください。

有効期限の記載がある資格の例

- 有資格区分コード 061 地すべり防止工事
- 040 基礎ぐい工事
- 063 計装
- 060 解体工事施工技士
- 064 基幹技能者

※有効期限に留意してください。

4 基幹技能者は登録基幹技能者講習修了証に記載された業種のみ申請対象となるので、注意してください。

「審査基準日以前に6か月を超える恒常的雇用関係」の期間計算について

- ・「審査基準日(決算日)」の前日を「起算日」とする。
- ・「起算日の6か月前の月の応当日の翌日」を6か月前とする。ただし、応当日が存在しない場合には、翌月の初日を6か月前とする。
- ・「6か月前」の前日を「6か月と1日前」とする。

代表的な審査基準日等での各該当日は下表のとおりです。「審査基準日(決算日)から6か月と1日前以前(下表最左欄)」から恒常的な雇用関係のある技術者が評価対象となります。

(参考)

(審査基準日)	(6ヶ月と1日前)
令和7年10月31日	令和7年4月30日
令和7年12月31日	令和7年6月30日
令和8年2月28日	令和7年8月28日
令和8年4月30日	令和7年10月29日
令和8年6月30日	令和7年12月29日
令和8年7月31日	令和8年1月30日
令和8年8月31日	令和8年2月28日
令和8年9月30日	令和8年3月29日
令和8年4月1日	令和7年9月30日
令和8年6月15日	令和7年12月14日

令和 年 月 日

許可番号 熊本県知事 許可（ ー ）第 号

建設業者 住 所
商号又は名称
代 表 者 名

押印の必要はありません。

経営事項審査添付書類

- ・ 審査手数料証紙貼り付け書
- (1) 「経営規模等評価申請書」に関する書類
- (2) 「工事種類別完成工事高」に関する書類
- (3) 「その他の審査項目（社会性等）」に関する書類
- (4) 「技術職員名簿」に関する書類

※ 添付する書類は、**提出書類一覧を確認の上**、添付漏れや誤り等がないよう注意してください。

※ 上記 (1) ～ (4) 毎に**インデックス等を付けて区分**し、提出してください。

審査手数料証紙貼り付け書

商号又は名称 _____

① 経営規模等評価申請・総合評定値請求
(通常の申請料金)

1業種	11,000	6業種	23,500
2業種	13,500	7業種	26,000
3業種	16,000	8業種	28,500
4業種	18,500	9業種	31,000
5業種	21,000	10業種	33,500

② 経営規模等評価申請のみ
(P点を算定しない料金)

1業種	10,400	6業種	21,900
2業種	12,700	7業種	24,200
3業種	15,000	8業種	26,500
4業種	17,300	9業種	28,800
5業種	19,600	10業種	31,100

③ 総合評定値請求のみ
(P点のみ算定の料金)

1業種	600	6業種	1,600
2業種	800	7業種	1,800
3業種	1,000	8業種	2,000
4業種	1,200	9業種	2,200
5業種	1,400	10業種	2,400

<注意> ①により受審しないと指名願の提出ができません。

②P点とは、いわゆる経審点のことです。

計 _____ 円

① 建設機械内訳書

(審査基準日 令和8年3月31日)

② 商号又は名称 土木建設(株)

整理番号	③ 建設機械の種類 (該当するものに○印)										④ メーカー名	⑤ 車体番号・製造番号 表示番号(ダンプ車のみ)	⑥ 所有・リースの別 (いずれかに○印)	⑦ 取得日又はリース期間	⑧ 特定自主検査の有効期間 製造時・性能検査の有効期間 自動車検査の有効期間満了日
	ショベル系掘削機	ブルドーザー	トラクターショベル	移動式クレーン	ダンプ車	モーターグレーダー	高所作業車	締固め用機械	解体用機械	不整地運搬車					
1	○										■■■	123HR4567	所有・リース	H30.7.1~	R8.1.31~R8.1.30
2		○									▲▲▲	8765BH4321	所有・リース	R5.4.1~R9.3.31	R7.10.31~R9.10.30
3					○						●●●	DE-FHG12IJ 熊本建 1234	所有・リース	H23.4~	R8.5.1
4										○	■■■	JPD-10123456 熊本営 5678	所有・リース	H25.4~	R8.7.1
5													所有・リース	~	
6													所有・リース	~	

注) 1 次に該当する建設機械を記入すること。

- ①ショベル系掘削機 (ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの)
- ②ブルドーザー (自重が3トン以上のもの)
- ③トラクターショベル (バケット容量が0.4立方メートル以上のもの)
- ④移動式クレーン (つり上げ荷重3トン以上のもの)
- ⑤ダンプ車 (土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証の車体の形状の欄に、「ダンプ」、「ダンプフルトレラ」、「ダンプセミトレラ」と記載されているもの)
- ⑥モーターグレーダー (自重が5トン以上のもの)
- ⑦高所作業車 (作業床の高さが2メートル以上のもの)
- ⑧締固め用機械 (ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー)
- ⑨解体用機械 (ブレーカ (油圧・空圧)、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機)
- ⑩不整地運搬車 (労働安全衛生法施行令第13条第3項第33号に掲げる不整地運搬車)
- ⑪アスファルト・フィニッシャ (自動車検査証の車体の形状欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車)

2 自己所有の場合は取得年月日のみを、リースの場合はリース期間を記入すること。

3 7台目以降は裏面に記入すること。

エコアクション21・ISOの取得状況

	⑨ 認証機関	⑩ 関連事業所/建設業法上の営業所	⑫ 有効期間
エコアクション21		/	~
ISO9001		/	~
ISO14001	○×△□ (株)	本社、宇城営業所/本社、宇城営業所	R6.4.1~R9.3.31

5. 建設機械内訳書、エコアクション21・ISOの取得状況（添付書類）

① 審査基準日を記入してください。

② 申請者名を記入してください。申請者名はゴム印でもかまいません。

③ 該当する建設機械の種類に○を記入してください。

※売買契約書、市町村に申告した償却資産課税台帳、有効な車検証、その他客観的に所有を確認できる書類（機械、所有者、取得日が特定できるもの）、リース契約書を確認します。（決算書は不可）

④ 機械のメーカー名を記入してください。 ※確認書類は③と同じ。

⑤ 機械の車体番号又は製造番号を記入してください。 ※確認書類は③と同じ

⑥ 該当するものに○をつけてください。

⑦ 取得年月日又はリース期間を記入してください。 ※確認書類は③と同じ

⑧

ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、締固め用機械、解体用機械、高所作業車、不整地運搬車	労働安全衛生法に基づく「特定自主検査記録表」 （審査対象事業年度内に実施したものに限る。）
ダンプ車、アスファルト・フィニッシャー	道路運送車両法に基づく「自動車検査証」及び 「自動車検査証記録事項」 （審査基準日が有効期間の終了する日以前であるものに限る。）
移動式クレーン	労働安全衛生法に基づく「製造時等検査」又は 「移動式クレーン検査証」 （審査基準日が有効期間内であるものに限る。）

※建設機械内訳書記入に当たっての注意

1)リース契約の場合は、リース期間が経営事項審査有効期間(1年7ヶ月)を含むものを記入してください。

ただし、リース契約の内容は、実質保有と同等であること(専属使用)が必要であり、リース契約期間が経審有効期間を含む場合でも、機械の借用が工事で使用する期間のみの場合は対象にならないので注意してください。

なお、リース期間が経営事項審査有効期間(1年7ヶ月)未満であっても、リース期間の自動更新又はリース期間満了後の買い取りが契約書等に明記してある場合は、評価の対象となります。

(例)本契約の契約期間は令和〇〇年〇月〇日から5年間とする。ただし、契約期間満了日の〇ヶ月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本契約は1年間延長されるものとし以降も同様とする。

2)記入できる台数は15台までです。

⑨ 認証機関名を記入してください。

※認証登録証を確認します。

⑩ 建設業法上の営業所を記入してください。本社(又は本店)以外に営業所が無い場合は、本社(又は本店)と記入してください。

⑪ 関連事業所名に登録範囲を記入してください。⑩で記入した営業所以外の関連事業所は記入する必要はありません。

⑫ 有効期間を記入してください。期間内に審査基準日が含まれていることが必要です。

経営事項審査で評価される建設機械

1. 災害時に使用される代表的な建設機械として、以下に該当するものの保有台数を評価する。

種 類	名 称	範 囲
1 掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
2 トラクター類	ブルドーザー	自重が3トン以上のもの
3 移動式クレーン	移動式クレーン	つり上げ荷重が3トン以上のもの
4 ダンプ車	ダンプ車	土砂等の運搬に供されるもの
5 整地・締め固め機械	トラクターショベル	バケット容量が 0.4立方メートル以上のもの
	モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの
	ロードローラー	—
	タイヤローラー	—
	振動ローラー	—
6 解体用機械	ブレーカ(油圧・空圧)	—
	鉄骨切断機	—
	コンクリート圧碎機	—
	解体用つかみ機	—
7 高所作業車	—	作業床の高さが2メートル以上のもの
8 不整地運搬車	—	—
9 アスファルト・フィニッシャ	—	—

2 ダンプ車について、自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載のあるものであって、土砂等の運搬に供される貨物自動車の評価の対象となります。

※自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両については、評価の対象とはなりません。

- 3 解体用機械について、ベースマシンに解体用アタッチメントを装着して解体用機械として使用する等の場合、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合は、重複するものとして評価の対象とはなりません。

技術職員名簿に記載のある技術者については、記載不要です。

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位																																																						
<p>○各技術者のCPD単位は、以下の算式で算出される数値となります。</p> $\left[\begin{array}{c} \text{審査対象年にCPD認定団体によって} \\ \text{取得を認定された単位数} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{c} \text{告示別表第18の左欄に掲げる} \\ \text{CPD認定団体毎に右欄に掲げる数値} \end{array} \right] \times 30$ <p>※小数点以下の端数は切り捨てです。 ※ 1 人の技術者のCPD単位の上限は 3 0 です。 ※ 1 人の技術者のCPD単位は、 1 つのCPD認定団体の単位をもとに算出します。</p>																																																									
<p>告示別表第 18</p> <table border="1"> <tr><td>公益社団法人空調和・衛生工学会</td><td>50</td></tr> <tr><td>一般財団法人建設業振興基金</td><td>12</td></tr> <tr><td>一般社団法人建設コンサルタンツ協会</td><td>50</td></tr> <tr><td>一般社団法人交通工学研究会</td><td>50</td></tr> <tr><td>公益社団法人地盤工学会</td><td>50</td></tr> <tr><td>公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター</td><td>20</td></tr> <tr><td>公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会</td><td>50</td></tr> <tr><td>一般社団法人全国測量設計業協会連合会</td><td>20</td></tr> <tr><td>一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会</td><td>20</td></tr> <tr><td>一般社団法人全日本建設技術協会</td><td>25</td></tr> <tr><td>土質・地質技術者生涯学習協議会</td><td>50</td></tr> <tr><td>公益社団法人土木学会</td><td>50</td></tr> <tr><td>一般社団法人日本環境アセスメント協会</td><td>50</td></tr> <tr><td>公益社団法人日本技術士会</td><td>50</td></tr> <tr><td>公益社団法人日本建築士会連合会</td><td>12</td></tr> <tr><td>公益社団法人日本造園学会</td><td>50</td></tr> <tr><td>公益社団法人日本都市計画学会</td><td>50</td></tr> <tr><td>公益社団法人農業農村工学会</td><td>50</td></tr> <tr><td>一般社団法人日本建築士事務所協会連合会</td><td>12</td></tr> <tr><td>公益社団法人日本建築家協会</td><td>12</td></tr> <tr><td>一般社団法人日本建設業連合会</td><td>12</td></tr> <tr><td>一般社団法人日本建築学会</td><td>12</td></tr> <tr><td>一般社団法人建築設備技術者協会</td><td>12</td></tr> <tr><td>一般社団法人電気設備学会</td><td>12</td></tr> <tr><td>一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会</td><td>12</td></tr> <tr><td>公益財団法人建築技術教育普及センター</td><td>12</td></tr> <tr><td>一般社団法人日本建築構造技術者協会</td><td>12</td></tr> </table> <p>(例 1) 技術者A (一社) 全国土木施工管理技士会連合会 CPD単位 1 3 単位 $13 \div 20 \times 30 = 19.5$ 小数点以下の端数は切り捨てのため、1 9 単位となる。</p> <p>(例 2) 技術者B (公社) 日本建築士会連合会 CPD単位 1 3 単位 $13 \div 12 \times 30 = 32.4$ 1 人の技術者の上限は 3 0 単位であるため、3 0 単位となる。</p>				公益社団法人空調和・衛生工学会	50	一般財団法人建設業振興基金	12	一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50	一般社団法人交通工学研究会	50	公益社団法人地盤工学会	50	公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50	一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20	一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20	一般社団法人全日本建設技術協会	25	土質・地質技術者生涯学習協議会	50	公益社団法人土木学会	50	一般社団法人日本環境アセスメント協会	50	公益社団法人日本技術士会	50	公益社団法人日本建築士会連合会	12	公益社団法人日本造園学会	50	公益社団法人日本都市計画学会	50	公益社団法人農業農村工学会	50	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12	公益社団法人日本建築家協会	12	一般社団法人日本建設業連合会	12	一般社団法人日本建築学会	12	一般社団法人建築設備技術者協会	12	一般社団法人電気設備学会	12	一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12	公益財団法人建築技術教育普及センター	12	一般社団法人日本建築構造技術者協会	12
公益社団法人空調和・衛生工学会	50																																																								
一般財団法人建設業振興基金	12																																																								
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50																																																								
一般社団法人交通工学研究会	50																																																								
公益社団法人地盤工学会	50																																																								
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20																																																								
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50																																																								
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20																																																								
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20																																																								
一般社団法人全日本建設技術協会	25																																																								
土質・地質技術者生涯学習協議会	50																																																								
公益社団法人土木学会	50																																																								
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50																																																								
公益社団法人日本技術士会	50																																																								
公益社団法人日本建築士会連合会	12																																																								
公益社団法人日本造園学会	50																																																								
公益社団法人日本都市計画学会	50																																																								
公益社団法人農業農村工学会	50																																																								
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12																																																								
公益社団法人日本建築家協会	12																																																								
一般社団法人日本建設業連合会	12																																																								
一般社団法人日本建築学会	12																																																								
一般社団法人建築設備技術者協会	12																																																								
一般社団法人電気設備学会	12																																																								
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12																																																								
公益財団法人建築技術教育普及センター	12																																																								
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12																																																								
上記技術者が取得したCPD単位の合計 (①)			0																																																						
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計 (②)			55																																																						
CPD単位総計 (①+②)			55																																																						

技術職員名簿のCPD単位の合計を記入すること。

項番46のCPD単位取得数と一致と一致します。

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
 なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び
情報共有に関する同意書

対象事業年度を記載

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間に発注者から直接請け負った建設工事について、以下のとおり、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施していることを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

項番51:「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」に該当する場合に提出

熊本県知事 殿

年 月 日

審査対象工事とは、(1)～(3)を除く工事です。

- (1) 日本国外で施工する工事
- (2) 建設業法施工令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事
 - ・建設工事1件の請負金額が500万円に満たない工事
 - ・建築一式工事1件の請負金額が1,500万円に満たない工事
 - ・建築一式工事のうち延べ面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事
- (3) 防災協定又は地方公共団体との間における防災活動に関する協定に基づく災害応急対策若しくは、既に締結されている建設工事の請負契約において、発注者の指示に基づき行う災害応急対策

建設キャリアアップシステム事業者ID

[Grid for Construction Career Up System Business ID]

住所
商号又は氏名
代表者氏名

申請区分 (1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数
措置実施工事		件
措置未実施工事	軽微な工事	件
	災害応急対策	件
合 計		件

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」において、令和 年 月 日付で宣言した取り組みについて、取組開始日以降（行う/行っている）ことを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うこと及び上記の内容を確認する目的の調査に協力することに同意します。

熊本県知事 殿

年 月 日

住所
商号又は氏名
代表者氏名

申請区分 (A. 取り組みを行う、B. 取り組みを行っている)

項 目	日 付
審査基準日	年 月 日
取組開始日	年 月 日

記載要領

- 「（行う/行っている）」については、不要のものを消すこと。
- 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する英字を記入すること。
- 「A. 取り組みを行う」について、審査基準日時点で取組開始日が到来していない者において、取組開始日以降は当該自主宣言の取り組みを行う場合を指す。なお、取組開始日の到来後、当該自主宣言の取り組みを行っていない場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 「B. 取り組みを行っている」について、審査基準日時点で取組開始日が到来している者において、当該自主宣言の取り組みを行っている場合を指す。なお、当該自主宣言の取り組みを行っていないにもかかわらず本誓約書を提出した場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 表には、受審している経営事項審査の審査基準日及び「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」で設定している取組開始日を記入すること。

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、
.....の令和 年 月 日から令和 年 月 日までの
第 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等
変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の
基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理
に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

次頁の内容を確認し写しを添付すること

熊本県知事 殿

年 月 日

商号又は名称
所属・役職

氏 名

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。 受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。 営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。 受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。 取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。 貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。 売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。 市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。 時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。 その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。

未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。 施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ別別し、適正に処理している。 立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。 適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。 予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。 使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。 研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。 研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。 遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。 時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。 投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。 税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。 営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。 借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している日、相手方において使用収益し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。

引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。 役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。 損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。 引渡を完了した工事につき取壊補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。 中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。 役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。 損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。 引渡を完了した工事につき取壊補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は発生基準により損益計算書に計上している。 法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。 期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。 繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。 過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上 (全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。 原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。

工事収益・工事原価	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。 引渡の日として合理的であると認められる日(作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。 建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。 工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。 工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。 実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。 工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。 工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との差額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。 分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。 JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準 会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。 当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

証 明 者 _____

被証明者との関係 _____

記

技 術 者 の 氏 名	生年月日		使用された期間	年 月から 年 月まで
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称				
職 名	実 務 経 験 の 内 容		実 務 経 験 年 数	
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由			合計	満 年 月

記載要領

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

契約書等について

1. 審査を受ける業種の完成工事高は、次の契約書等により確認します。

(1) 契約書

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の標準契約約款を有する契約書により契約を締結しなければなりません。

- 例
- ① 公共工事標準請負契約約款
 - ② 建設工事標準下請契約約款
 - ③ 民間建設工事標準請負契約約款(甲)及び(乙)

ただし、それ以外による場合においても、必ず建設業法第19条の内容を満たす契約書により契約を締結する必要があります。

(2) 官公庁との契約において請書方式による場合は、それぞれの官公庁で採用している請書又は発注官公庁の施工証明書

(3) 注文書・請書方式による場合は、注文書と請書。なお、注文書、請書に約款の添付がない場合は基本契約書も提示してください。

(4) 電子契約による場合は、プリントアウトしてください。(押印不要です。印紙の貼付も不要です。)

2. 建設業許可を受けているが、経営事項審査を受審しない業種の工事の完成工事高(例えば、土木一式と建築一式の許可を有するが、土木一式だけを受審し、建築一式は受審しないときの建築一式の完成工事高)は、その他工事として計上してください。この場合、契約書等の確認は行いません。

ただし、経営事項審査を受審する業種の工事であっても、次のようなものは、その他工事として取り扱います。

- ① JVの構成員である場合の当該JVからの下請工事
- ② 契約書が無いなど、請負工事であることが確認できないもの

3. 委託契約等についての取扱い

経営事項審査において完成工事高として認められるのは、建設工事に該当するものです。なお、委託契約等については次のとおり取り扱います。

- ① 道路の維持修繕その他の委託契約について、業務内容が補修工事を伴うものや、樹木、芝生、草花等を育成するために、土壌改良や支柱の設置等を伴うものは、施工証明書、又は仕様書、工事台帳の原価等の資料の提示により内容が確認できる場合、完成工事高として計上できます。
- ② 電気設備等の保守点検業務委託や河川の除草工事(委託)、選挙ポスター掲示場の設置・撤去等、業務内容が役務の提供であるものは、契約形態にかかわらず、兼業事業売上高として計上してください。

4. 契約書の整理方法

- (1) 工事一件ごとに、当初契約書、変更契約書の順に整理してください。
- (2) 変更契約(増額・減額)がある場合は、えんぴつで当初契約書に増額、減額を記入し最終の請負金額を記入してください。

(例) (税抜き)

当初金額 ○○○円(○○○円)

増 額 ◎◎◎円(◎◎◎円)

減 額 △△△円(△△△円)

最終金額 ◇◇◇◇円(◇◇◇◇円)

※消費税課税事業者の場合は請負金額消費税及び地方消費税の額を差し引いた金額も記入してください。

- (3) 契約書は、工事経歴書の記載順に並べ、審査がスムーズに行えるよう整理をしてください。

建設業法第18条

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

建設業法第19条

建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 工事内容
 - 二 請負代金の額
- <以下略>

申請時に添付が必要となる納税証明書

1 経営事項審査に必要な納税証明書及び取得場所

		税の種類	証明書様式	取得場所
法人	国税	消費税及び地方消費税	「その1」	主たる営業所の所在地を所管する税務署
		・電子納税証明書(電子ファイル)の場合は、電子証明書を印刷したもの。		
個人	国税	消費税及び地方消費税	「その1」	主たる営業所の所在地を所管する税務署
		・電子納税証明書(電子ファイル)の場合は、電子証明書を印刷したもの。		

※取得方法等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

2 変更届出書(事業年度終了)に必要な納税証明書及び取得場所

		税の種類	証明書様式	取得場所
法人	県税	法人事業税	「28号様式」	県税に関する証明書取得場所一覧
個人	県税	個人事業税	「28号様式」	県税に関する証明書取得場所一覧

◎県税に関する証明書取得場所一覧

名称	場所	TEL
県央広域本部 総務部 収税第一課	熊本市中央区水前寺6丁目18-1(県庁行政棟新館1階)	096(333)3200 (代)
県北広域本部 収税課	菊池市隈府1272-10	0968(25)4272 (直)
県南広域本部 収税課	八代市西片町1660	0965(33)2184 (直)
天草広域本部 税務課	天草市今釜新町3530	0969(22)4370 (直)
自動車税事務所	熊本市東区東町4丁目14-37	096(368)4020 (代)
宇城地域振興局 総務振興課	宇城市松橋町久具400-1	0964(32)1330 (直)
玉名地域振興局 総務振興課	玉名市岩崎1004-1	0968(74)2133 (直)
鹿本県税窓口	山鹿市山鹿987-3(山鹿市役所内)	0968(44)2132 (直)
阿蘇地域振興局 総務振興課	阿蘇市一の宮町宮地2402	0967(22)4527 (直)
上益城地域振興局 総務振興課	上益城郡御船町辺田見396-1	096(282)3419 (直)
芦北地域振興局 総務振興課	葦北郡芦北町芦北2670	0966(82)2317 (直)
球磨地域振興局 総務振興課	人吉市西間下町86-1	0966(24)5793 (直)

注)県庁税務課では、受付及び交付を行っていません。

3 その他

- (1)インターネットなどの電子申請による納税申告をした場合、申告書については、電子申告入力画面及び申告受信通知メールをプリントアウトしたもので確認します。
- (2)納税証明書について、経営事項審査添付書類には、コピーを添付、変更届出書(事業年度終了)には、正に原本、他にはコピーを添付してください。

決算期の変更等を行っている場合の取扱いについて

1. 決算期変更の場合

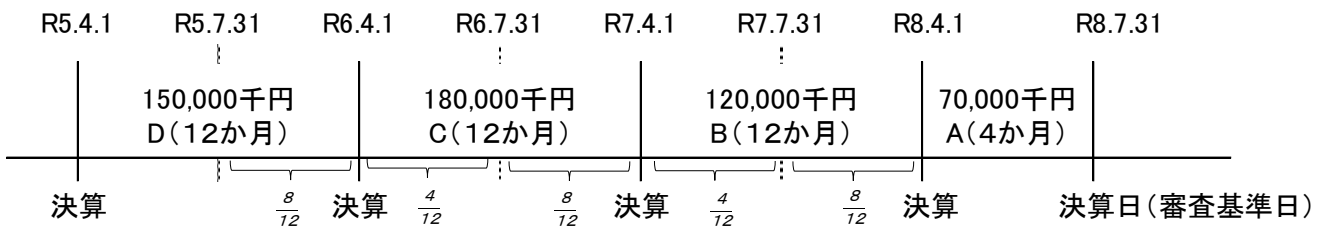
事業年度を変更したため、当期と前期の月数の合計が24か月(2年平均の場合)もしくは当期と前期と前々期の合計が36か月(3年平均の場合)に満たない場合は、次により年間平均完成工事高を算出してください。

また、完成工事高等算出のための計算式も申請書の余白(余白に記入できない場合は別紙でもかまいません。)に記入してください。

(参考)3年平均の場合

※3月決算を7月決算に変更して、7月末決算日を審査基準日として経審を受審

- A: 審査基準日を含む事業年度 08年4月～08年7月(4か月)・・・ 70,000 千円
- B: 審査基準日を含む事業年度 07年4月～08年3月(12か月)・・・120,000 千円
の前期事業年度
- C: 審査基準日を含む事業年度 06年4月～07年3月(12か月)・・・180,000 千円
の前々期事業年度
- D: 審査基準日を含む事業年度 05年4月～06年3月(12か月)・・・150,000 千円
の前々々期事業年度



①項番31の記載方法

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度

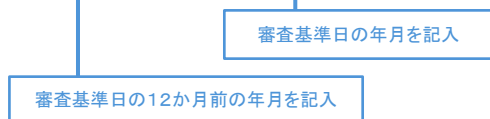
項番
31

自 05年08月 至 07年07月

審査対象事業年度

自 07年08月 至 08年07月

審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	07年4月～08年3月
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	06年4月～07年3月
審査対象事業年度の 前々々審査対象事業年度	05年4月～06年3月



②項番32、33の審査基準日以前の欄の記載方法

160000 → (B' + C') / 2

150000 ... A'

審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	(120,000 × 4/12) + (180,000 × 8/12) = 160,000	...B'
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	(180,000 × 4/12) + (150,000 × 8/12) = 160,000	...C'

$$70,000 + (120,000 \times 8/12) = 150,000 \dots A'$$

12か月に不足する分(8か月分)を前期事業年度の完成工事高を基に算出

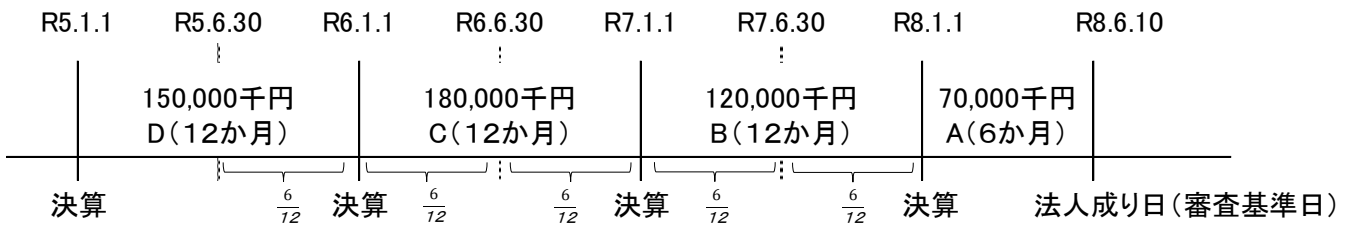
※元請完成工事高の記入についても同様の記載方法となります。

2. 法人成り等で月半ばで決算を迎えた場合

法人成り等で月半ばで決算を迎えた場合で、当期と前期の月数の合計が24か月(2年平均の場合)もしくは当期と前期と前々期の合計が36か月(3年平均の場合)に満たない場合は、次により年間平均完成工事高を算出してください。

(参考)3年平均の場合

- A: 審査基準日を含む事業年度 08年1月～08年6月(6か月(実際は5か月10日))
... 70,000 千円
- B: 審査基準日を含む事業年度の前期事業年度 07年1月～07年12月(12か月) ... 120,000 千円
- C: 審査基準日を含む事業年度の前々期事業年度 06年1月～06年12月(12か月) ... 180,000 千円
- D: 審査基準日を含む事業年度の前々々期事業年度 05年1月～05年12月(12か月) ... 150,000 千円



①項番31の記載方法

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度

項番
31

自 05年07月 至 07年06月

審査対象事業年度の	07年1月～07年12月
前審査対象事業年度の	06年1月～06年12月
審査対象事業年度の	06年1月～06年12月
前々審査対象事業年度の	05年1月～05年12月

審査対象事業年度

自 07年07月 至 08年06月



②項番32、33の審査基準日以前の欄の記載方法

□□□□ 1 5 7 5 0 0 → (B' + C') / 2

□□□□ 1 3 0 0 0 0 ... A'

審査対象事業年度の	(120,000 × 6/12) + (180,000 × 6/12) = 150,000	...B'
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度の	(180,000 × 6/12) + (150,000 × 6/12) = 165,000	...C'

$$70,000 + \frac{120,000 \times 6}{12} = 130,000 \dots A'$$

12か月に不足する分(6か月分)を前期事業年度の完成工事高を基に算出

※元請完成工事高の記入についても同様の記載方法となります。

新規設立会社の経営事項審査上の取扱いについて

1 新規設立会社が許可を取得し、事業年度終了の日を待たずに受審する場合（新設経審）

(1) 受審に当たっての必要書類

①財務諸表については、経営事項審査及び経営状況分析用に2部作成してください。経営状況分析用の1部は登録経営状況分析機関に提出し、経営事項審査用の1部は経審の際提出してください。

②その他の提出書類は、通常と同じです。

(2) 申請書等の記入方法

①審査基準日は次のとおりです。

法人…会社の設立日

個人…開業した日

②営業年数については「0」と記入してください。

③項番 （処理の区分）の欄については、「04」「20」を記入してください。

④工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高の項番 （決算期間）の欄については、次のとおり記入してください。

〔審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は
前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度〕

自 至

〔審査対象事業年度〕

自 至

↑
設立年月又は
開業の年月

初めて経営事項審査を受審する場合、前回経営事項審査を受審していない場合の取扱いについて

※ このページは、従前から営業を続けてきた会社（個人・法人）が初めて経営事項審査を受審する場合や、昨年受審せず今年受審する場合の注意事項を記入しています。

新たに建設業を始めた事業者（個人・法人）が経営事項審査を受審する場合は55・56ページの「新規設立会社の経営事項審査上の取扱いについて」を、法人成りで経営事項審査を受審する場合は58ページの「個人で営業してきた事業者が法人成りで経営事項審査を受審する場合の取扱いについて」を参照してください。

1. 完成工事高の認定について

初めて経営事項審査を受審する場合もしくは昨年経営事項審査を受審していない場合、完成工事高については、2年平均をとる場合は2年分、3年平均をとる場合は3年分の認定が必要となります。

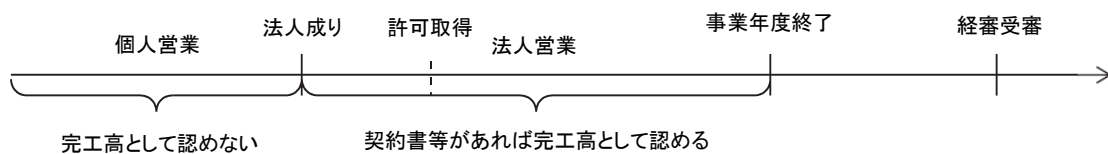
完成工事高については、個人・法人の別、建設業許可の有無にかかわらず、契約書等で確認できる場合は認定されます。しかし、次の場合は認定されませんので御注意ください。

※完成工事高が認定されないケース

個人で営業していて、法人成りに後に許可を取得し、経審を受審する場合について、個人の営業期間の実績については、法人の実績とは認定しません。

※法人成りに後に許可を取得しているため（個人で許可を取得していた場合は認定可。58ページ参照）

（例）



2. 書類作成上の注意

(1) 受審に当たっての必要書類

- ①法人税申告書別表又は所得税確定申告書の「収支内訳書」、「所得税青色申告決算書」の減価償却額の計算は2年分を添付してください。
- ②決算関係書類等についても2年分(又は3年分)を添付してください。
- ③完成工事高についても2年分(又は3年分)を確認しますので、経営事項審査添付書類の工事経歴書について2年分(又は3年分)を添付してください。

また、完成工事高に係る契約書等についても2年分(又は3年分)を添付してください。

- ④完成工事高について、2年平均をとる場合は2年分、3年平均をとる場合は3年分の消費税確定申告の控え及び添付書類、消費税納税証明書(その1)を添付してください。

(2) 申請書等の記入方法

- ①審査基準日は、事業年度終了の日です。

2. 最初の事業年度終了後に受審する場合

(1) 受審に当たっての必要書類

①納税証明書については、以下のものを添付してください。(52ページ参照)

- ・消費税及び地方消費税 ⇒ 法人のもの
- ・消費税及び地方消費税 ⇒ 個人の最終決算のもの

※この期間について前回の経営事項審査で審査を受けていない場合に添付する

②その他の提出書類は、通常と同じです。

(2) 申請書等の記入方法

①審査基準日は、法人の決算日です。

(例)08年4月1日法人成り、5月決算、完工高2年平均の会社の場合

・審査基準日 0 8 年 0 5 月 3 1 日

・完成工事高の決算期

〔審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は
前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度〕

自 0 6 0 6 至 0 7 0 5

〔審査対象事業年度〕

自 0 7 0 6 至 0 8 0 5

④完成工事高の記入については、53ページの決算期変更の取扱いを参考に記入してください。

※合併や法人成り、個人からの事業承継などの特殊な経営事項審査については、個別に審査を行いますので、予約等については監理課(直通 096-333-2485)に御相談ください。

建設工事の種類別にみたその内容と例示

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示
法律別表第一(上欄)	法律別表第一(下欄)	昭和47年3月8日 建設省告示第350号 最終改正 平成29年11月10日	平成13年4月3日 国総建第97号 最終改正 平成29年11月10日
土木一式工	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
建築一式工	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プ ラスター、繊維等をこて塗り、吹付 け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防 水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗 い出し工事
とび・土工・ コンクリート 工事	とび・土工 工事業	①足場の組立て、機械器具・建設資 材等の重量物の運搬配置、鉄骨等 の組立てを行う工事 ②くい打ち、くい抜き及び場所打ぐ いを行う工事 ③土砂等の掘削、盛上げ、締固め 等を行う工事 ④コンクリートにより工作物を築造 する工事 ⑤その他基礎的ないしは準備的工 事	①とび工事、ひき工事、足場等仮設工 事、重量物のクレーン等による揚重運 搬配置工 事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロ ック据付け工事 ②くい工事、くい打ち工事、くい抜き工 事、場所打ぐい工事 ③土工事、掘削工事、根切り工事、発 破工事、盛土工事 ④コンクリート工事、コンクリート打設工 事、コンクリート圧送工事、プレストレス トコンクリート工事 ⑤地すべり防止工事、地盤改良工事、 ボーリンググラウト工事、土留め工事、 仮締切り工事、吹付け工事、法面保護 工事、道路付属物設置工事、屋外広告 物設置工事、捨石工事、外構工事、は つり工事、切断穿孔工事、アンカー工 事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロ ック及び擬石を含む。)の加工又は 積方により工作物を築造し、又は工 作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック 積み(張り)工事
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋 根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、 構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線 工事、変電設備工事、構内電気設備 (非常用電気設備含む。)工事、照明設 備工事、電車線工事、信号設備工事、 ネオン装置工事

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示
法律別表第一(上欄)	法律別表第一(下欄)	昭和47年3月8日 建設省告示第350号 最終改正 平成29年11月10日	平成13年4月3日 国総建第97号 最終改正 平成29年11月10日
管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパ配管工事、ダクト工事、管内更正工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示
法律別表第一(上欄)	法律別表第一(下欄)	昭和47年3月8日 建設省告示第350号 最終改正 平成29年11月10日	平成13年4月3日 国総建第97号 最終改正 平成29年11月10日
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道などのための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理施設を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

○ 建設業許可事務ガイドラインについて

(平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて)

最終改正 令和 7 年 2 月 1 日 国不建第 161 号

国土交通大臣に係る建設業許可事務の取扱い等について、別添のとおりとりまとめたので、今後の事務処理に当たって遺漏のないよう取り扱われたい。

[別添]

建設業許可事務ガイドライン

【第 2 条関係】

1. 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項の別表第一の上欄に掲げる建設工事について

法第 2 条第 1 項の別表第一の上欄に掲げる建設工事については、昭和 47 年 3 月 8 日建設省告示第 350 号をもってその内容を示しているところであるが、その具体的な例は、別表のとおりである。

この建設工事の内容及び例示は、現実の建設業における施工の実態を前提として、施工技術の相違、取引の慣行等により整理・分類したものであるが、各工事の内容はそれぞれ他の工事の内容と重複する場合もあることに留意すること。

なお、土木一式工事及び建築一式工事については、必ずしも二以上の専門工事の組み合わせは要件でなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれる。

2. 許可業種区分の考え方について

各業種における類似した建設工事の区分の考え方等については、次のとおりである。

(1) 土木一式工事

① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。

② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

(2) 建築一式工事

ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

(3) 左官工事

① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。

② ガラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したも

のであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

(4)とび・土工・コンクリート工事

- ①『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は次のとおりである。
 - ・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。
 - ・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。
 - ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
- ②『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- ③「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
- ④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。
- ⑤『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。
- ⑥「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。
- ⑦「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。
- ⑧『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
- ⑨トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

(5)石工事

- 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は次のとおりである。
- ・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。
 - ・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。
 - ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

(6)屋根工事

- ①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋

根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

- ②屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。
- ③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

(7)電気工事

- ①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
- ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(8)管工事

- ①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。
- ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
- ③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- ④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。
- ⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は、『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

- ⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(9)タイル・れんが・ブロック工事

- ①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。
- ②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。
- ③『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は次のとおりである。

・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』に

おける「コンクリートブロック据付け工事」である。

- ・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。
- ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

(10) 鋼構造物工事

- ①『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- ②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ③『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

(11) 鉄筋工事

『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

(12) 舗装工事

- ①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。

(13) 板金工事

- ①「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。
- ②「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

(14) 塗装工事

下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

(15) 防水工事

- ①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ②防水モルタルを用いた防水工事は、左官工事業と防水工事業のどちらの業種の許可でも施工可能である。

(16) 内装仕上工事

- ①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。
- ②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするよう

な工事は含まれない。

③「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

(17) 機械器具設置工事

- ①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- ②「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。
- ③「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。
- ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(18) 電気通信工事

- ①既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。)に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。
- ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(19) 造園工事

- ①「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。
- ②「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。
- ③「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。
- ④「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上や壁面等を緑化する建設工事である。
- ⑤「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。

(20) 水道施設工事

- ①上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。
なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
- ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(21) 消防施設工事

- ①「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(22) 清掃施設工事

- ①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
- ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(23) 解体工事

それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

技術職員 有資格区分コード表

「5」…5点(技術職員区分:1級) 「4」…4点(技術職員区分:監理補佐) 「3」…3点(技術職員区分:基幹技能者) 「2」…2点(技術職員区分:2級)
 「1」…1点(技術職員区分:その他) 「1※」…1点(実務経験3年) 「1O」…1点(実務経験5年)

コード	資格区分	加 点 対 象 業 種																												
		01 土	02 建	03 大	04 左	05 と	06 石	07 屋	08 電	09 管	10 タ	11 鋼	12 筋	13 舗	14 し	15 板	16 ガ	17 塗	18 防	19 内	20 機	21 絶	22 通	23 園	24 井	25 具	26 水	27 消	28 清	29 解
001	法第7条第2号イ該当(指定学科卒業+実務経験)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
002	法第7条第2号ロ該当(10年の実務経験)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
003	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上:大臣認定者)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
004	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上:大臣認定者)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
005	監理技術者補佐 【該当する業種について主任技術者となる資格を有し、1級技士補である者、監理技術者となる資格を有する者】	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	

コード	資格区分	加 点 対 象 業 種																												
		01 土	02 建	03 大	04 左	05 と	06 石	07 屋	08 電	09 管	10 タ	11 鋼	12 筋	13 舗	14 し	15 板	16 ガ	17 塗	18 防	19 内	20 機	21 絶	22 通	23 園	24 井	25 具	26 水	27 消	28 清	29 解

建設業法	111	1級建設機械施工管理技士	5			5							5																		
	212	2級建設機械施工管理技士(第1種~第6種)	2			2							2																		
	113	1級土木施工管理技士	5		1※	5	5	1※		1※	5	1※	5	5				5	1※		1※			1※		1※	5	1※	5		
	11H	1級土木施工管理技士補			1※	1※	1※	1※		1※	1※	1※			1※	1※		1※	1※		1※			1※		1※	1※	1※	1※		
	214	2級土木施工管理技士	2		1O	2	2	1O			1O	2	1O	2	2			1O	1O			1O			1O		2	1O	2		
	21J	2級土木施工管理技士補			1O	1O	1O	1O			1O	1O	1O					1O	1O			1O			1O		1O	1O	1O		
	215	2級土木施工管理技士			1O	1O	1O	1O			1O	1O	1O					2	1O			1O			1O		1O	1O	1O		
	21K	2級土木施工管理技士補			1O	1O	1O	1O			1O	1O	1O					1O	1O			1O			1O		1O	1O	1O		
	216	2級土木施工管理技士			1O	2	1O	1O			1O	1O	1O					1O	1O			1O			1O		1O	1O	1O		
	21L	2級土木施工管理技士補			1O	1O	1O	1O			1O	1O	1O					1O	1O			1O			1O		1O	1O	1O		
	120	1級建築施工管理技士		5	5	5	5	5	5		5	5	5			5	5	5	5	5	5	1※	5				5	1※	1※	1※	5
	12C	1級建築施工管理技士補			1※	1※	1※	1※	1※		1※	1※				1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※				1※	1※	1※	1※	
	221	2級建築施工管理技士		2	1O	1O	1O	1O	1O		1O	1O				1O	1O	1O	1O	1O	1O	1O				1O	1O	1O	1O	2	
	222	2級建築施工管理技士			2	1O	2	1O	1O		2	2	2			1O	1O	1O	1O	1O	1O	1O				1O	1O	1O	1O	2	
	223	2級建築施工管理技士補			2	2	1O	2	2		2	1O				2	2	2	2	2	2	1O	2				2	1O	1O	1O	
	22D	2級建築施工管理技士補			1O	1O	1O	1O	1O		1O	1O				1O	1O	1O	1O	1O	1O	1O				1O	1O	1O	1O	1O	
	127	1級電気工事施工管理技士								5												1※							1※		
	12E	1級電気工事施工管理技士補																				1※									
	228	2級電気工事施工管理技士								2												1O							1O		
	22F	2級電気工事施工管理技士補																				1O							1O		
	129	1級管工事施工管理技士								5		1※	1※	1※								1※	1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※	
	12G	1級管工事施工管理技士補										1※	1※	1※								1※	1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※	
	230	2級管工事施工管理技士								2		1O	1O	1O								1O	1O		1O	1O	1O	1O	1O		
	23A	2級管工事施工管理技士補										1O	1O	1O								1O	1O		1O	1O	1O	1O	1O		
	131	1級電気通信工事施工管理技士																						5							
	232	2級電気通信工事施工管理技士																						2							
	133	1級造園施工管理技士				1※	1※	1※	1※		1※	1※	1※					1※	1※			1※		5	1※	1※	1※	1※	1※		
	13D	1級造園施工管理技士補				1※	1※	1※	1※		1※	1※	1※					1※	1※			1※		1※	1※	1※	1※	1※			
	234	2級造園施工管理技士				1O	1O	1O	1O		1O	1O	1O					1O	1O			1O		2	1O	1O	1O	1O			
23E	2級造園施工管理技士補				1O	1O	1O	1O		1O	1O	1O					1O	1O			1O		1O	1O	1O	1O	1O				
建築士法	137	1級建築士	5	5			5			5	5										5										
	238	2級建築士	2	2			2			2											2										
	239	木造建築士			2																										
技術士法	141	建設・総合技術監理(建設)	5			5			5			5	5												5				5		
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	5			5			5			5	5	5											5				5		
	143	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	5			5																									
	144	電気電子・総合技術監理(電気電子)							5															5							
	145	機械・総合技術監理(機械)																						5							
	146	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体力学」又は「熱工学」)								5														5							
	147	上下水道・総合技術監理(上下水道)								5																			5		
	148	上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上下水道及び工業用水道」)								5																5			5		
	149	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	5			5							5																		
	150	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																								5					
	151	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	5			5																				5					
	152	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)								5																					
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)								5																			5		
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)								5																			5		
電気工事士法	155	第1種電気工事士							2																						
	256	第2種電気工事士【3年】							1																						
電気事業法	258	電気主任技術者(第1種~第3種)【5年】							1																						
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者【5年】																													
	235	工事担任者※【3年】																										1			
水道法	265	給水装置工事主任技術者【1年】							1																						
消防法	168	甲種消防設備士																										2			
	169	乙種消防設備士																										2			

※235 工事担任者
 電気通信事業法に基づく工事担任者資格者証の交付を受けた者(令和3年4月1日以降の試験あるいは養成課程等を経た、第1級アナログ通信及び第1級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る)であって、その資格者証の交付後、3年以上の実務経験を有する者

コード	資格区分	加 点 対 象 業 種																											
		01 土	02 建	03 大	04 左	05 と	06 石	07 屋	08 電	09 管	10 タ	11 鋼	12 筋	13 舗	14 し	15 板	16 力	17 塗	18 防	19 内	20 機	21 絶	22 通	23 園	24 井	25 具	26 水	27 消	28 清
171	建築大工(1級)			2																									
271	建築大工(2級)			1																									
164	型枠施工(1級)			2																									
264	型枠施工(2級)			1	1																								
172	左官(1級)				2																								
272	左官(2級)				1																								
157	とび・とび工(1級)					2																							2
257	とび・とび工(2級)					1																							1
173	コンクリート圧送施工(1級)				2																								
273	コンクリート圧送施工(2級)					1																							
166	ウエルポイント施工(1級)					2																							
266	ウエルポイント施工(2級)					1																							
174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管(1級)								2																				
274	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管(2級)								1																				
175	給排水衛生設備配管(1級)								2																				
275	給排水衛生設備配管(2級)								1																				
176	配管・配管工(1級)								2																				
276	配管・配管工(2級)								1																				
170	建築板金「ダクト板金作業」(1級)						2		2							2													
270	建築板金「ダクト板金作業」(2級)						1		1							1													
177	タイル張り・タイル張り工(1級)									2																			
277	タイル張り・タイル張り工(2級)									1																			
178	築炉・築炉工・れんが積み(1級)									2																			
278	築炉・築炉工・れんが積み(2級)									1																			
179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(1級)					2				2																			
279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(2級)					1				1																			
180	石工・石材施工・石積み(1級)						2																						
280	石工・石材施工・石積み(2級)						1																						
181	鉄工・製罐(1級)										2																		
281	鉄工・製罐(2級)										1																		
182	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)											2																	
282	鉄筋組立て・鉄筋施工(2級)											1																	
183	工場板金(1級)															2													
283	工場板金(2級)															1													
184	板金・建築板金・板金工(1級)						2									2													
284	板金・建築板金・板金工(2級)						1									1													
185	板金・板金工・打出し板金(1級)															2													
285	板金・板金工・打出し板金(2級)															1													
186	かわらぶき・スレート施工(1級)							2																					
286	かわらぶき・スレート施工(2級)						1																						
187	ガラス施工(1級)																2												
287	ガラス施工(2級)															1													
188	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)																	2											
288	塗装・木工塗装・木工塗装工(2級)																	1											
189	建築塗装・建築塗装工(1級)																		2										
289	建築塗装・建築塗装工(2級)																		1										
190	金属塗装・金属塗装工(1級)																			2									
290	金属塗装・金属塗装工(2級)																				1								
191	噴霧塗装(1級)																				2								
291	噴霧塗装(2級)																				1								
167	路面標示施工																				2								
192	畳製作・畳工(1級)																					2							
292	畳製作・畳工(2級)																					1							
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)																					2							
293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(2級)																					1							
194	熱絶縁施工(1級)																						2						
294	熱絶縁施工(2級)																						1						
195	建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)																									2			
295	建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級)																										1		
196	造園(1級)																							2					
296	造園(2級)																							1					
197	防水施工(1級)																					2							
297	防水施工(2級)																						1						
198	さく井(1級)																									2			
298	さく井(2級)																										1		
061	地すべり防止工事事					1																					1		
040	基礎ぐい工事					2																							
062	建築設備士								1	1																			
063	1級計装士								1	1																			
060	解体工事施工技士																												2
064	基幹技能者	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
703	能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
704	能力評価基準により評価が最上位の区分に該当する者	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

職業能力開発促進法

※等級区分が2級の場合は合格後3年以上の実務経験を要する

(備考)資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に建設業法第7条第2号ハ該当となるために必要とされている実務経験年数
※技能検定(2級)の場合、平成16年4月1日時点で合格していた者は1年

経営事項審査の評点について

総合評定値(P)の算出:

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25(X1) + 0.15(X2) + 0.2(Y) + 0.25(Z) + 0.15(W)$$

(小数点以下の端数がある場合は、これを四捨五入する。)

【 経審の審査項目 】

項目区分		審査項目	評点幅	ウエイト
経営規模	X1	完成工事高(業種別)	397 ~ 2,309	0.25
	X2	自己資本額 利払前税引前償却前利益	454 ~ 2,280	0.15
経営状況	Y	純支払利息比率 負債回転期間 総資本売上総利益率 売上高経常利益率 自己資本対固定資産比率 自己資本比率 営業キャッシュ・フロー 利益剰余金	0 ~ 1,595	0.20
技術力	Z	技術職員数(業種別) 元請完成工事高(業種別)	456 ~ 2,441	0.25
その他の審査項目 (社会性等)	W	建設工事の担い手の育成及び 確保に関する取組の状況 建設業の営業継続の状況 防災活動への貢献の状況 法令遵守の状況 建設業の経理の状況 研究開発の状況 建設機械の保有状況 国又は国際標準化機構が定めた 規格による認証又は登録の状況	-788 ~ 2,073	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$	-163 ~ 2,159	-

1. X1(完成工事高)

■許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点

▼X1の評点は、許可を受けた建設業の種類毎の直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、建設業の種類毎に直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を選択することはできず、すべて同一の方法によらなければならない。

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別 年間平均完成工事高		評点
(1)	1,000億円以上		2309
(2)	800億円以上	1,000億円未満	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
(3)	600億円以上	800億円未満	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
(4)	500億円以上	600億円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
(5)	400億円以上	500億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(6)	300億円以上	400億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(7)	250億円以上	300億円未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
(8)	200億円以上	250億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(9)	150億円以上	200億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(10)	120億円以上	150億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$
(11)	100億円以上	120億円未満	$62 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,165$
(12)	80億円以上	100億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,155$
(13)	60億円以上	80億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,211$
(14)	50億円以上	60億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(15)	40億円以上	50億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(16)	30億円以上	40億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,059$
(17)	25億円以上	30億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 903$
(18)	20億円以上	25億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 963$
(19)	15億円以上	20億円未満	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 975$
(20)	12億円以上	15億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 893$
(21)	10億円以上	12億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 811$
(22)	8億円以上	10億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 816$
(23)	6億円以上	8億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 868$
(24)	5億円以上	6億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$
(25)	4億円以上	5億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$
(26)	3億円以上	4億円未満	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$
(27)	2億5,000万円以上	3億円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 698$
(28)	2億円以上	2億5,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 678$
(29)	1億5,000万円以上	2億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 654$
(30)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 626$
(31)	1億円以上	1億2,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 616$
(32)	8,000万円以上	1億円未満	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 601$
(33)	6,000万円以上	8,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 577$
(34)	5,000万円以上	6,000万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 565$
(35)	4,000万円以上	5,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 550$
(36)	3,000万円以上	4,000万円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 530$
(37)	2,500万円以上	3,000万円未満	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 524$
(38)	2,000万円以上	2,500万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 509$
(39)	1,500万円以上	2,000万円未満	$20 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 493$
(40)	1,200万円以上	1,500万円未満	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 483$
(41)	1,000万円以上	1,200万円未満	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 473$
(42)	1,000万円未満		$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 397$

注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2. X2(自己資本額及び利益額)

■自己資本額及び平均利益額に係る評点

計算式：X2評点 = { 自己資本額の点数(X21)+平均利益額の点数(X22) } ÷ 2

注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(1)自己資本額(X21)

▼自己資本額の点数(X21)は、自己資本の額(=純資産合計の額) 又は平均自己資本額(2期平均)を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、自己資本の額が0円に満たない場合は0円とみなす。

区分	自己資本の額または平均資本額		点 数
(1)	3,000億円以上		2114
(2)	2,500億円以上	3,000億円未満	$63 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,739$
(3)	2,000億円以上	2,500億円未満	$73 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,686$
(4)	1,500億円以上	2,000億円未満	$91 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,614$
(5)	1,200億円以上	1,500億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000,000 + 1,557$
(6)	1,000億円以上	1,200億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,503$
(7)	800億円以上	1,000億円未満	$61 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,463$
(8)	600億円以上	800億円未満	$75 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,407$
(9)	500億円以上	600億円未満	$46 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,356$
(10)	400億円以上	500億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,321$
(11)	300億円以上	400億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,269$
(12)	250億円以上	300億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,233$
(13)	200億円以上	250億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,193$
(14)	150億円以上	200億円未満	$57 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,153$
(15)	120億円以上	150億円未満	$42 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000,000 + 1,114$
(16)	100億円以上	120億円未満	$33 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,084$
(17)	80億円以上	100億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,054$
(18)	60億円以上	80億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,022$
(19)	50億円以上	60億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 989$
(20)	40億円以上	50億円未満	$34 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 964$
(21)	30億円以上	40億円未満	$41 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 936$
(22)	25億円以上	30億円未満	$25 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$
(23)	20億円以上	25億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 889$
(24)	15億円以上	20億円未満	$36 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 861$
(25)	12億円以上	15億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 300,000 + 834$
(26)	10億円以上	12億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 816$
(27)	8億円以上	10億円未満	$24 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 801$
(28)	6億円以上	8億円未満	$30 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 777$
(29)	5億円以上	6億円未満	$18 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 759$
(30)	4億円以上	5億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 744$
(31)	3億円以上	4億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 720$
(32)	2億5,000万円以上	3億円未満	$15 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 711$
(33)	2億円以上	2億5,000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 691$
(34)	1億円5,000万円以上	2億円未満	$23 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 675$
(35)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000 + 664$
(36)	1億円以上	1億2,000万円未満	$13 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 650$
(37)	8,000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 635$
(38)	6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 623$
(39)	5,000万円以上	6,000万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 614$
(40)	4,000万円以上	5,000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 599$
(41)	3,000万円以上	4,000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 591$
(42)	2,500万円以上	3,000万円未満	$10 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 579$
(43)	2,000万円以上	2,500万円未満	$12 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 569$
(44)	1,500万円以上	2,000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 561$
(45)	1,200万円以上	1,500万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000 + 548$
(46)	1,000万円以上	1,200万円未満	$8 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000 + 544$
(47)		1,000万円未満	$223 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 361$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(2)平均利益率(X22)

▼平均利益率の点数 (X22) は、利払前税引前償却前利益(営業利益+減価償却実施額)の2年平均の額を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、利払前税引前償却前利益の平均の額が0円に満たない場合は、0円とみなす。

区分	平均利益額		点 数
(1)	300億円以上		2447
(2)	250億円以上	300億円未満	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$
(3)	200億円以上	250億円未満	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$
(4)	150億円以上	200億円未満	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$
(5)	120億円以上	150億円未満	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$
(6)	100億円以上	120億円未満	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$
(7)	80億円以上	100億円未満	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$
(8)	60億円以上	80億円未満	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$
(9)	50億円以上	60億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$
(10)	40億円以上	50億円未満	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$
(11)	30億円以上	40億円未満	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$
(12)	25億円以上	30億円未満	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$
(13)	20億円以上	25億円未満	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$
(14)	15億円以上	20億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$
(15)	12億円以上	15億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$
(16)	10億円以上	12億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$
(17)	8億円以上	10億円未満	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$
(18)	6億円以上	8億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$
(19)	5億円以上	6億円未満	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$
(20)	4億円以上	5億円未満	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$
(21)	3億円以上	4億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$
(22)	2億5,000万円以上	3億円未満	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$
(23)	2億円以上	2億5,000万円未満	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$
(24)	1億5,000万円以上	2億円未満	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$
(25)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$
(26)	1億円以上	1億2,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$
(27)	8,000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$
(28)	6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$
(29)	5,000万円以上	6,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(30)	4,000万円以上	5,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(31)	3,000万円以上	4,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$
(32)	2,500万円以上	3,000万円未満	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$
(33)	2,000万円以上	2,500万円未満	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$
(34)	1,500万円以上	2,000万円未満	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$
(35)	1,200万円以上	1,500万円未満	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$
(36)	1,000万円以上	1,200万円未満	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$
(37)		1,000万円未満	$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

3. Y(経営状況分析)

■経営状況の評点

▼Yの評価は、以下の経営状況分析の8指標の数値をもとに『経営状況点数(A)』の算式によって算出した点数を『経営状況点数(Y)』の算式に当てはめて求める。

経営状況分析の8指標

属性	記号	経営状況分析の指標 〔()内はY評点への寄与度〕	算出式	上限値	下限値
負債 抵抗力	X1	純支払利益比率 (29.9%)	(支払利息－受取利息配当金)／売上高×100	5.1 %	-0.3 %
	X2	負債回転期間 (11.4%)	(流動負債＋固定負債)／(売上高÷12)	18.0 カ月	0.9 カ月
収益性・ 効率性	X3	総資本売上総利益率 (21.4%)	売上総利益／※総資本(2期平均)×100	63.6 %	6.5 %
	X4	売上高経常利益率 (5.7%)	経常利益／売上高×100	5.1 %	-8.5 %
財務 健全性	X5	自己資本対固定資産比率 (6.8%)	自己資本／固定資産×100	350.0 %	-76.5 %
	X6	自己資本比率 (14.6%)	自己資本／総資本×100	68.5 %	-68.6 %
絶対的 力量	X7	営業キャッシュ・フロー (5.7%)	営業キャッシュ・フロー／1億※(2年平均)	15.0 億円	-10.0 億円
	X8	利益剰余金 (4.4%)	利益剰余金／1億	100.0 億円	-3.0 億円

注)・X1及びX2については、数値が小さいほど評点に対してプラスの影響を及ぼす指標。

・X3については、総資本を2期平均とし、更にその平均の額が3,000万円未満の場合は3,000万円とみなして計算する。

また、個人の場合は、売上総利益を完成工事総利益と読み替える。

・X4について、個人の場合は、経常利益を事業主利益と読み替える。

・X7については、営業キャッシュ・フローの額を1億で除した数値の2年平均とする。

【営業キャッシュ・フローの計算】

営業キャッシュ・フロー = 経常利益＋減価償却実施額－法人税、住民税及び事業税±引当金(貸倒引当金)増減額 ± 売掛債権(受取手形＋完成工事未収金)増減額±仕入債務(支払手形＋工事未払金)増減額 ± 棚卸資産(未成工事支出金＋材料貯蔵品)増減額±受入金(未成工事受入金)増減額

・X8について、個人の場合は、利益剰余金を純資産合計と読み替える。

・X1～X8の数値について、小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

$$\text{経営状況点数(A)} = -0.4650 \times X1 - 0.0508 \times X2 + 0.0264 \times X3 + 0.0277 \times X4 + 0.0011 \times X5 + 0.0089 \times X6 + 0.0818 \times X7 + 0.0172 \times X8 + 0.1906$$

※小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

$$\text{経営状況の評点(Y)} = 167.3 \times A + 583 \quad (\text{最高点1595点、最低点0点})$$

※小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

4. Z (技術職員数及び元請完成工事高)

■許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の評点

計算式

$$Z\text{評点} = \{ \text{技術職員の数の点数}(Z1) \times 0.8 \} + \{ \text{元請完成工事高の点数}(Z2) \times 0.2 \}$$

注) 評点に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1)技術職員の数(Z1)

▼技術職員の数の点数(Z1)は、許可を受けた建設業の種類ごとに次の算式により「技術職員数値」を算出し、当該数値を以下のテーブル表に当てはめて求める。

$$\text{技術職員数値} = \text{1級監理受講者数} \times 6 + \text{1級技術者数(1級監理受講者以外の者)} \times 5 \\ + \text{1級技士補の数} \times 4 + \text{基幹技能者またはレベル4の建設技能者数} \times 3 + \text{2級技術者数、} \\ \text{技能士またはレベル3の建設技能者} \times 2 + \text{その他技術者数} \times 1$$

※ 1級監理受講者とは、1級技術者であって、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けているもの。(ただし、講習修了の日の属する年の翌年から5年間)

※ 基幹技能者は、登録基幹技能者講習を修了したものの。

▼ただし、1人の職員につき技術職員として申請できるのは、2業種まで。

区分	技術職員数値		点数
(1)	15,500以上		2335
(2)	11,930以上	15,500未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 3,570 + 2,065$
(3)	9,180以上	11,930未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,750 + 1,998$
(4)	7,060以上	9,180未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,120 + 1,939$
(5)	5,430以上	7,060未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,630 + 1,876$
(6)	4,180以上	5,430未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,250 + 1,808$
(7)	3,210以上	4,180未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 970 + 1,747$
(8)	2,470以上	3,210未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 740 + 1,686$
(9)	1,900以上	2,470未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 570 + 1,624$
(10)	1,460以上	1,900未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 440 + 1,558$
(11)	1,130以上	1,460未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 330 + 1,488$
(12)	870以上	1,130未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 260 + 1,434$
(13)	670以上	870未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 200 + 1,367$
(14)	510以上	670未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 160 + 1,318$
(15)	390以上	510未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 120 + 1,247$
(16)	300以上	390未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 90 + 1,183$
(17)	230以上	300未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 70 + 1,119$
(18)	180以上	230未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 50 + 1,040$
(19)	140以上	180未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 40 + 984$
(20)	110以上	140未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 30 + 907$
(21)	85以上	110未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 25 + 860$
(22)	65以上	85未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 20 + 810$
(23)	50以上	65未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 15 + 742$
(24)	40以上	50未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
(25)	30以上	40未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
(26)	20以上	30未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 636$
(27)	15以上	20未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 508$
(28)	10以上	15未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 511$
(29)	5以上	10未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 509$
(30)		5未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 510$

注) 点数に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。

(2)元請完成工事高(Z2)

▼元請完成工事高の点数（Z2）は、許可を受けた建設業の種類毎の直前2年又は直前3年の年間平均元請完成工事高を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、直前2年平均又は直前3年平均の選択については、X1(完成工事高)の方法と同一でなければならない。

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別 年間平均元請完成工事高	点 数
(1)	1,000億円以上	2865
(2)	800億円以上 1,000億円未満	$119 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$
(3)	600億円以上 800億円未満	$145 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$
(4)	500億円以上 600億円未満	$87 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$
(5)	400億円以上 500億円未満	$104 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$
(6)	300億円以上 400億円未満	$126 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$
(7)	250億円以上 300億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$
(8)	200億円以上 250億円未満	$90 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$
(9)	150億円以上 200億円未満	$110 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$
(10)	120億円以上 150億円未満	$81 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$
(11)	100億円以上 120億円未満	$63 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$
(12)	80億円以上 100億円未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$
(13)	60億円以上 80億円未満	$92 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$
(14)	50億円以上 60億円未満	$55 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$
(15)	40億円以上 50億円未満	$66 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$
(16)	30億円以上 40億円未満	$79 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$
(17)	25億円以上 30億円未満	$48 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$
(18)	20億円以上 25億円未満	$57 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$
(19)	15億円以上 20億円未満	$70 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$
(20)	12億円以上 15億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$
(21)	10億円以上 12億円未満	$41 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$
(22)	8億円以上 10億円未満	$47 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 996$
(23)	6億円以上 8億円未満	$57 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 956$
(24)	5億円以上 6億円未満	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 911$
(25)	4億円以上 5億円未満	$40 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 891$
(26)	3億円以上 4億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 847$
(27)	2億5,000万円以上 3億円未満	$30 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 820$
(28)	2億円以上 2億5,000万円未満	$35 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 795$
(29)	1億5,000万円以上 2億円未満	$45 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 755$
(30)	1億2,000万円以上 1億5,000万円未満	$32 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 730$
(31)	1億円以上 1億2,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 702$
(32)	8,000万円以上 1億円未満	$29 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 687$
(33)	6,000万円以上 8,000万円未満	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 659$
(34)	5,000万円以上 6,000万円未満	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 635$
(35)	4,000万円以上 5,000万円未満	$27 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 610$
(36)	3,000万円以上 4,000万円未満	$31 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 594$
(37)	2,500万円以上 3,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 573$
(38)	2,000万円以上 2,500万円未満	$23 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 553$
(39)	1,500万円以上 2,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 533$
(40)	1,200万円以上 1,500万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 522$
(41)	1,000万円以上 1,200万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 502$
(42)	1,000万円未満	$341 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 241$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

5.W(その他社会性等)

■その他の審査項目(社会性等)の評点

▼W点の評点は、建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況(W1)、建設業の営業継続の状況(W2)、防災活動への貢献の状況(W3)、法令順守の状況(W4)、建設業の経理の状況(W5)、研究開発の状況(W6)、建設機械の保有状況(W7)、国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況(W8)の点数の合計点数から下記により求める。

▼H30. 4. 1より「Wの評点が0に満たない場合は0とみなす。」W点のボトムが撤廃され、マイナス値であっても合計値のまま計算するよう改正が行われています。
(※W1、W2、W4に関係します。)

計算式:

$$W\text{評点} = (W1) \text{ 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況} \\ (W2) \text{ 建設業の営業継続の状況} \\ (W3) \text{ 防災活動への貢献の状況} \\ (W4) \text{ 法令遵守の状況} \\ (W5) \text{ 建設業の経理の状況} \\ (W6) \text{ 研究開発の状況} \\ (W7) \text{ 建設機械の保有状況} \\ (W8) \text{ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況} \quad \times 10 \times 175/200$$

(1)建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況(W1)

▼建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況の点数(W1)は、建設業退職金共済制度加入の有無(W41)、退職一時金制度又は企業年金制度導入の有無(W42)、法定外労働災害補償制度加入の有無(W43)、若年技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況(W44)、知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(W45)、ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況(W46)、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(W47)、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無(W48)について以下により求める。

計算式:

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況(W1)

$$(W1) = Y1 \times 15 + W44 \text{ から } W48 \text{ における各点数の合計}$$

Y1は、W41、W42、及びW43のうち加入又は導入をしているとされたものの数

【加点评価される場合】

(W41) 建設業退職金共済制度への加入

(W42) 退職一時金制度又は企業年金制度の導入

(W43) 法定外労働災害補償制度への加入

(W46) ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況

▼点数は以下のテーブルに当てはめて求める。

区分	ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	点数
(1)	プラチナえるぼし認定を取得	5
	プラチナくるみん認定を取得	
(2)	区分(1)に非該当かつえるぼし認定(3段階目取得)	4
	区分(1)に非該当かつユースエール認定を取得	
(3)	区分(1)又は(2)に非該当かつえるぼし認定(2段階目を取得)	3
	区分(1)又は(2)に非該当かつくるみん認定を取得	
	区分(1)又は(2)に非該当かつトライくるみん認定を取得	
(4)	区分(1)(2)及び(3)に非該当かつえるぼし認定(1段階目を取得)	2
(5)	取得無	0

(W47) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

▼点数は以下のテーブルに当てはめて求める。

区分	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	点数
(1)	全ての建設工事で実施	10
(2)	全ての公共工事で実施	5
(3)	該当せず	0

(W48) 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言の有無

▼点数は以下のテーブルに当てはめて求める。

区分	「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言の有無	点数
(1)	宣言有	5
(2)	宣言無	0

(2) 建設業の営業継続の状況(W2)

▼建設業の営業継続の状況(W2)は、建設業の許可又は登録を受けて営業を受けていた年数及び民事再生法又は会社更生法の適用の有無を以下のテーブルに当てはめて求める。

▼平成23年(2011年)4月1日以降の申し立てに係る再生手続き開始の決定又は更生手続き開始の決定を受けた場合は、その手続終結の決定を受けたときから営業年数を起算する。

▼営業休止期間は営業年数から控除しなければならない。

区分	営業年数	点数
(1)	35年以上	60
(2)	34年	58
(3)	33年	56
(4)	32年	54
(5)	31年	52
(6)	30年	50
(7)	29年	48
(8)	28年	46
(9)	27年	44
(10)	26年	42
(11)	25年	40
(12)	24年	38
(13)	23年	36
(14)	22年	34
(15)	21年	32
(16)	20年	30
(17)	19年	28
(18)	18年	26
(19)	17年	24
(20)	16年	22
(21)	15年	20
(22)	14年	18
(23)	13年	16
(24)	12年	14
(25)	11年	12
(26)	10年	10
(27)	9年	8
(28)	8年	6
(29)	7年	4
(30)	6年	2
(31)	5年以下	0

区分	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	点数
(1)	無	0
(2)	有	-60

(3) 防災活動への貢献の状況(W3)

▼防災活動への貢献の状況(W3)は、国、特殊法人等または地方公共団体との間で災害時の防災活動について定めた防災協定を締結している場合に20点として求める。

区分	防災協定締結の有無	点数
(1)	有	20
(2)	無	0

(4) 法令順守の状況(W4)

▼法令順守の状況の点数(W4)は、審査対象年に建設業法第28条の規定により指示され又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがある場合に、以下のテーブル表に基づき求める。

区分	法令順守の状況	点数
(1)	無	0
(2)	指示をされた場合	-15
(3)	営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	-30

(5) 建設業の経理の状況(W5)

▼建設業の経理の状況の点数(W5)は、監査の受信状況(W52)及び公認会計士等数(W53)の点数の合計として求める。

計算式:

建設業経理状況(W5) = 監査受審状況の点数(W52) + 公認会計士等数の点数(W53)

▼監査受審状況の点数(W52)は、以下の区分に当てはめて求める。

区分	監査の受審状況	点数
(1)	会計監査人の設置	20
(2)	会計参与の設置	10
(3)	経理処理の適正化を確認した旨の書類の提出	2
(4)	無	0

注) 区分 (3) の場合に確認・署名する経理事務責任者は、告示第一の四の5の(二)のイに規定する公認会計士等(登録経理試験1級合格者含む)である。

▼公認会計士等数の点数(W53)は、次の算式により「公認会計士等数値」を算出し、以下のテーブル表に当てはめる。

公認会計士等数値 = イの人数 × 1 + ロの人数 × 0.4

イ 公認会計士、会計士補、税理士及び登録経理士講習実施機関に登録された1級登録経理士

ロ 登録経理士講習実施機関に登録された2級登録経理士

項目 区分 点数	公認会計士等数値					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	10点	8点	6点	4点	2点	0点
年間平均完成工事高 600億円以上	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満
150億円以上 600億円未満	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
40億円以上 150億円未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
10億円以上 40億円未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
1億円以上 10億円未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	-	-	0
1億円未満	0.4以上	-	-	-	-	0

(6)研究開発の状況(W6)

▼研究開発の状況の点数(W6)は、研究開発費の額の平均の額を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限る。

区分	平均研究開発費の額		点数
(1)	100億円以上		25
(2)	75億円以上	100億円未満	24
(3)	50億円以上	75億円未満	23
(4)	30億円以上	50億円未満	22
(5)	20億円以上	30億円未満	21
(6)	19億円以上	20億円未満	20
(7)	18億円以上	19億円未満	19
(8)	17億円以上	18億円未満	18
(9)	16億円以上	17億円未満	17
(10)	15億円以上	16億円未満	16
(11)	14億円以上	15億円未満	15
(12)	13億円以上	14億円未満	14
(13)	12億円以上	13億円未満	13
(14)	11億円以上	12億円未満	12
(15)	10億円以上	11億円未満	11
(16)	9億円以上	10億円未満	10
(17)	8億円以上	9億円未満	9
(18)	7億円以上	8億円未満	8
(19)	6億円以上	7億円未満	7
(20)	5億円以上	6億円未満	6
(21)	4億円以上	5億円未満	5
(22)	3億円以上	4億円未満	4
(23)	2億円以上	3億円未満	3
(24)	1億円以上	2億円未満	2
(25)	5,000万円以上	1億円未満	1
(26)	5,000万円未満		0

(7)建設機械の保有状況(W7)

▼建設機械の保有状況の点数(W7)は、建設機械の保有台数に応じて、1台目を5点として、その他以下より求める。
(最大15点)

区分	所有台数	点数
(1)	15	15
(2)	14	15
(3)	13	14
(4)	12	14
(5)	11	13
(6)	10	13
(7)	9	12
(8)	8	12
(9)	7	11
(10)	6	10
(11)	5	9
(12)	4	8
(13)	3	7
(14)	2	6
(15)	1	5
(16)	0	0

(8)国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況 (W8)

▼国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況は、エコアクション 21 の認証、IS O9 001とIS O14001の登録の有無に応じて、以下のテーブルに当てはめて求める。

区分	国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	点数
(1)	エコアクション21の認証並びに国際標準化機構第9001号及び第14001号の登録	10
(2)	国際標準化機構第9001号及び第14001号の登録	10
(3)	エコアクション21の認証及び国際標準化機構第9001号の登録	8
(4)	エコアクション21の認証及び国際標準化機構第14001号の登録	5
(5)	国際標準化機構第9001号の登録	5
(6)	国際標準化機構第14001号の登録	5
(7)	エコアクション21の認証	3
(8)	取得無	0